

**経営規模等評価申請
及び総合評定値請求
に関する説明書
(経審説明書)**

令和8年4月

千葉県

令和8年4月版の変更点について

令和8年4月版の変更点は以下のとおりです。

1. 郵送申請する書類の取り扱いに関して

これまで経営事項審査に「必要な書類一覧」について、審査会場での対面申請における「提示書類」と「提出書類」に分けて記載し、郵送申請においては提示書類・提出書類は原本の指定がなければ写しを送付することとしていましたが、「提出書類」の表記に統一することとしました。

※提出いただく書類の取扱いについては従来どおりです。

2. 消費税の確定申告書の申請者控えに関して

e-Taxにより、電子で確定申告を行っている場合は、「送信データ受付のメッセージ」を印刷したものを併せて提出することとしていましたが、「送信データ受付のメッセージ」を印刷したものについては提出不要とします。

3. 経営事項審査手数料の電子納付開始に関して

令和8年4月1日から、経営事項審査の郵送申請における手数料について電子納付を開始しました。経営事項審査手数料について、「ちば電子申請サービス」を利用して電子納付をした場合は「申込内容照会画面を印刷した書面」を提出することとします。

※引き続き千葉県収入証紙で納付も可能です。

※建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）による申請の場合は、この手続きで手数料の納付をすることはできません、同システム内での手数料の納付をお願いします。

（参考）経営事項審査手数料の電子納付について

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/keiejikou/chiji/keishindenshinohu.html>

注 意 事 項

この『経営規模等評価申請及び総合評定値請求に関する説明書』（令和8年4月版）は、令和8年4月1日以降に千葉県知事に対し経営規模等評価申請及び総合評定値請求を行う方に適用されます。

なお、『経営規模等評価申請及び総合評定値請求に関する説明書』（令和7年7月版）は、令和8年3月31日限り廃止します。

この説明書は、関係法令の改正があった場合等に改訂又は廃止される場合があります。したがって、申請等を行う方は、事前に必ず千葉県ホームページで最新の情報を確認してください。

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/keiejikou/index.html>)

申請方法の郵送化・電子化について

【郵送】

1 対象期間

令和3年5月6日(木)以降

※令和4年5月以降は指定日の会場受付も廃止となりました。

2 申請方法について

(1) 郵送による受付について

ア 令和4年5月以降は郵送での受付になりました。

イ 申請にあたり、原本提出とされている書類以外は、写し(コピー等)を提出してください。(審査後、受付印を押印した申請書の副本のみ返却します。それ以外の確認書類については返却しませんので、必ず写しを提出してください。)

※確認書類が省略できるものではありません。

※建設業許可申請書の副本及び事業年度終了届については、以下のページのみ写しを添付してください。

- ・建設業許可申請書の副本
…表紙及び専任技術者一覧表
- ・事業年度終了届

…表紙、工事経歴書及び直前3年の各事業年度における工事施工金額

※審査完了後、申請書の副本を返却するため、返信用封筒の同封をお願い致します。
(切手の添付は不要です。)

ウ 補正があった場合には、後日ファックスまたは電話にて御連絡いたします。

補正の指定期間内に補正がなされなかった場合、「申請書到達日」に対応する「結果通知書発送予定日」に結果通知書を発送することができなくなります。

また、申請時期が集中した場合など、通知書の発送予定日は変更になる場合があります。

エ 郵送先については下記のとおりです。

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県庁建設・不動産課 入札契約室 宛て

3 その他の留意事項について

(1) 郵送での申請における結果通知書発送予定日につきましては、千葉県HPを御確認ください。

(2) その他不明点は、建設・不動産課入札契約室宛てにお問い合わせください。

【電子申請】

1 申請方法について

- (1) 建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP：Japan Construction Industry electronic application Portal）より申請をお願いします。
- (2) システムの使い方に関するご不明点については、システム内の問い合わせフォームまたはヘルプデスク（JCIP ヘルプデスク）へお問い合わせください。
ヘルプデスク：TEL 0570-033-730（ナビダイヤル）

2 提出書類について

- (1) 提出書類については、郵送による申請と変わりません。本説明書に沿って書類を ご用意ください。
なお、【原本】と表記があるものについては、原本をPDF化した上で、データを添付してください。
- (2) 手数料を千葉県収入証紙でお支払いされる場合、下記までご郵送ください。
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
千葉県庁建設・不動産課 入札契約室 宛て

3 その他の留意事項について

- (1) システム上必須となっている確認書類の中に、『3 経営事項審査申請に「必要な書類一覧」（千葉県知事許可業者）』に該当する書類がない場合は、「省略可能のため省略」と記したPDFを添付してください。
- (2) 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書「経営状況分析結果データの連携」の認証キー欄に「経営状況分析結果通知書に記載されている認証キー（半角数字16桁）」を必ず入力するようお願いします。（添付省略可）
※入力するとエラーが発生する等の場合は「経営状況分析結果通知書」を添付してください。
- (3) その他不明点は、千葉県HPを御確認ください。

※郵送申請に関して特に注意していただきたいこと※

1. 提出書類は必ず写しを送付してください！

郵送申請においては、原本提出とされている書類以外は、全て写しでの送付をお願いしております。なお、送付いただいた書類の内、返却するものは、申請書の副本のみとなっており、提出書類は写しの送付をお願いしているため、審査後にこちらで廃棄致します。

2. 経審の有効期限が切れないように時間的余裕をもって申請してください。

郵送での御申請において、補正事項が多く出た場合、期限を定めて補正事項の解消をお願いしております。各通知書発行日に対応した申請書到達期間の締切間際になるにつれて、補正の期限が短くなってしまいます。そのため、御申請は余裕をもって行ってください。

3. 送付書類は審査者が分かるように、明瞭かつ簡潔に、整理された状態で御送付をお願いします。

郵送での御申請においても、送付資料はまとめて審査者に分かりやすいように整理された状態で御送付ください。常識的範囲を超え、著しく散逸している状態であると担当者が判断した場合、審査をせずに返却する場合がございます。

目 次

I 経営事項審査制度の概要

1 経営事項審査とは	8
2 経営事項審査申請に必要な資格	9
3 審査基準日	9
4 審査項目及び審査基準等	9
(参考) 経営事項審査結果の有効期間(公共工事を請け負うことができる期間)	10

II 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法(千葉県知事許可業者)

申請手続等

1 手続き全体の流れ	12
2 手数料及び納入方法	13
3 経営事項審査申請に「必要な書類一覧」(千葉県知事許可業者)	14
4 全般的な注意事項	30
5 個別相談会	31
6 経営事項審査結果の公表について	32
7 虚偽の申請書への罰則規定及び行政処分	32

III 経営事項審査における申請書類の作成方法(千葉県知事許可業者)

1 経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書(20001帳票)	34
2 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高(20002帳票)	41
3 工事種類別完成工事高付表の記載例	45
4 技術職員名簿(20005帳票)	46
5 その他の審査項目(社会性等)(20004帳票)	56
6 建設機械の保有状況一覧表の記載例及び記載要領	77
7 経営規模等評価申請等提出票	80
8 実務経歴証明書	81

IV 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法(国土交通大臣許可業者)

1 審査日・受付時間・審査会場・申請書類等	84
-----------------------	----

V 参 考

1 業種追加申請について	87
2 決算期変更等の事情がある場合の申請書記載方法について	89
3 建設工事と建設業の種類	95
4 完成工事高積み上げ申請について	103
5 建設工事の区分に関するよくある質問	106
6 建設業関連法令等(抜粋)	108
7 工事経歴書に関する注意事項について	113
8 建設業法における技術者制度について	119
9 特殊経審について	121

経営事項審査制度の概要

経営事項審査制度の概要

1 経営事項審査とは

- (1) 経営事項審査とは、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で建設業法施行令第27条の13で定めるもの(以下「公共工事」という。112頁参照。)を発注者から直接請け負おうとする建設業者が受けなければならない経営に関する客観的事項についての審査です。
- (2) **公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、その公共工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7か月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければなりません。従って、入札参加資格審査申請の結果、数年間有効の入札参加資格者名簿に登載された方であっても、経営事項審査は毎年受けることが必要です。(7項参照。)**
- (3) 経営事項審査は、「**経営状況分析**」と「**経営規模等評価**」の2つから成り立っています。この両方の結果の通知を受けなければ、経営事項審査を受けたことになりません。
また、「**経営状況分析**」と「**経営規模等評価**」の結果から算出される「**総合評定値**」があります。

ア 経営状況分析

国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録経営状況分析機関」という。)が行います。

イ 経営規模等評価

国土交通大臣許可業者については国土交通大臣が、都道府県知事許可業者については当該知事が、それぞれ行います。

ウ 総合評定値の通知

国土交通大臣許可業者については国土交通大臣が、都道府県知事許可業者については当該知事が、それぞれ行います。なお、総合評定値の請求は、経営規模等評価の申請を行うときに併せて行うことができます。**総合評定値の請求は任意ですが、多くの公共工事の発注者が「総合評定値の通知を受けていること」を入札参加資格審査の際に求めていますので、経営規模等評価申請を行う際に併せて請求するようにしてください。**

申請書類に虚偽や不正があった場合は、法律により罰せられます。

行政書士でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、「官公署へ提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成」を業とすることができません。

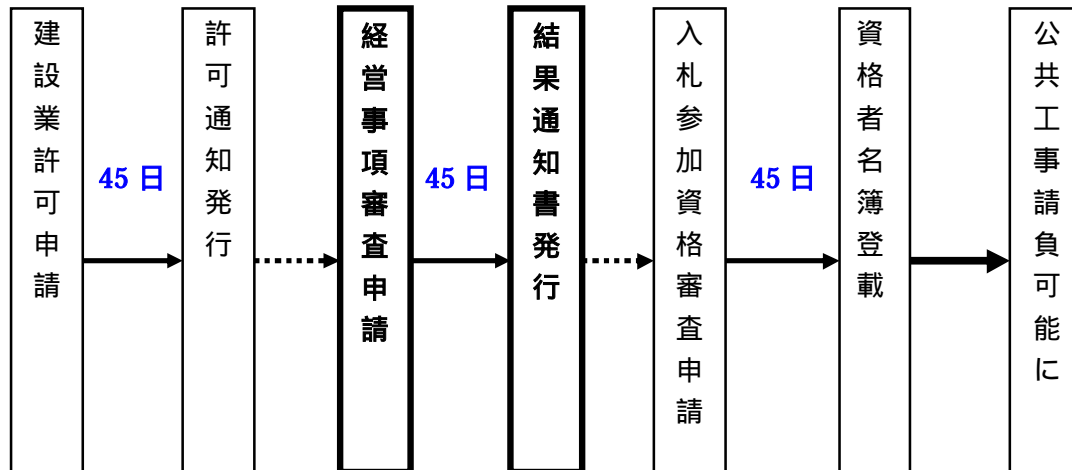
(日本行政書士会連合会に行政書士名簿の登録を行っていない場合は、資格を有していても書類の作成及び書類の提出は行えません)

2 経営事項審査申請に必要な資格

建設業の許可を受けていなければ、経営事項審査を受けることができません。

【公共工事を国・県・市町村等から直接請け負うためには】

表中の数字は、千葉県知事許可における標準的な所要期間。



「どんな仕事を」、「どの発注者から請け負いたいか」により、

『登載する名簿種類が決まる』

『受ける経営事項審査の工事業種が決まる』

『建設業許可を取得する工事業種が決まる』

こととなるため、各発注者に確認の上、申請を行ってください。

3 審査基準日

審査基準日は、原則として経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度の終了の日です。

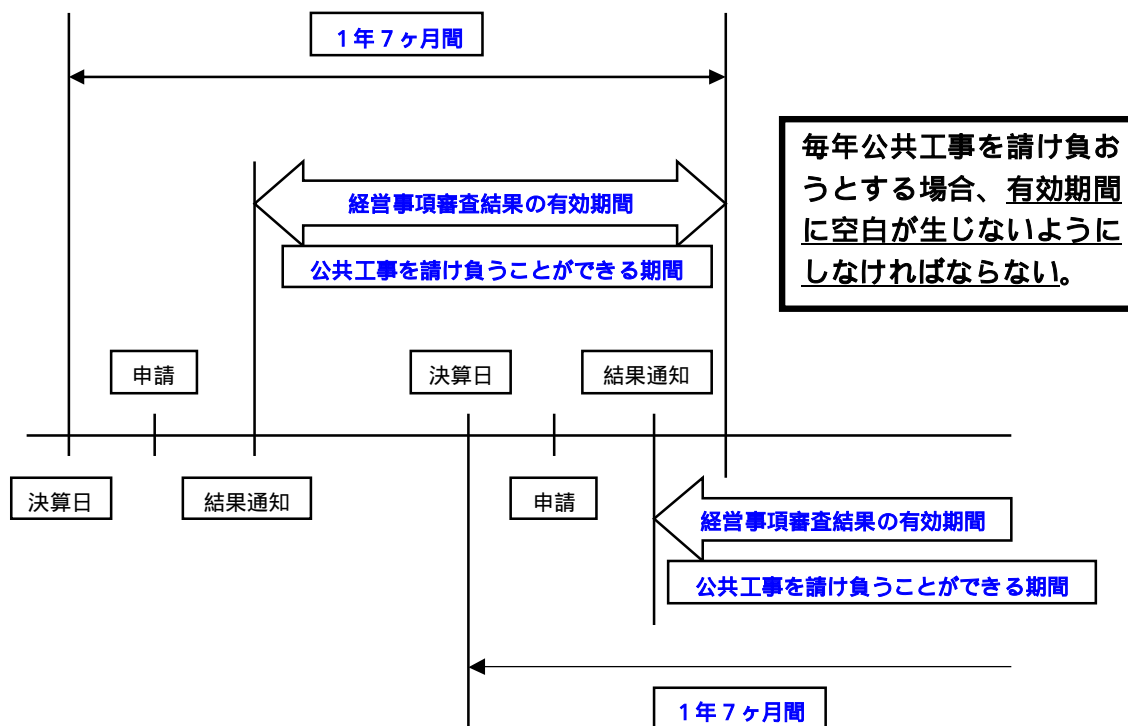
4 審査項目及び審査基準等

千葉県県土整備部建設・不動産課ホームページをご覧ください。

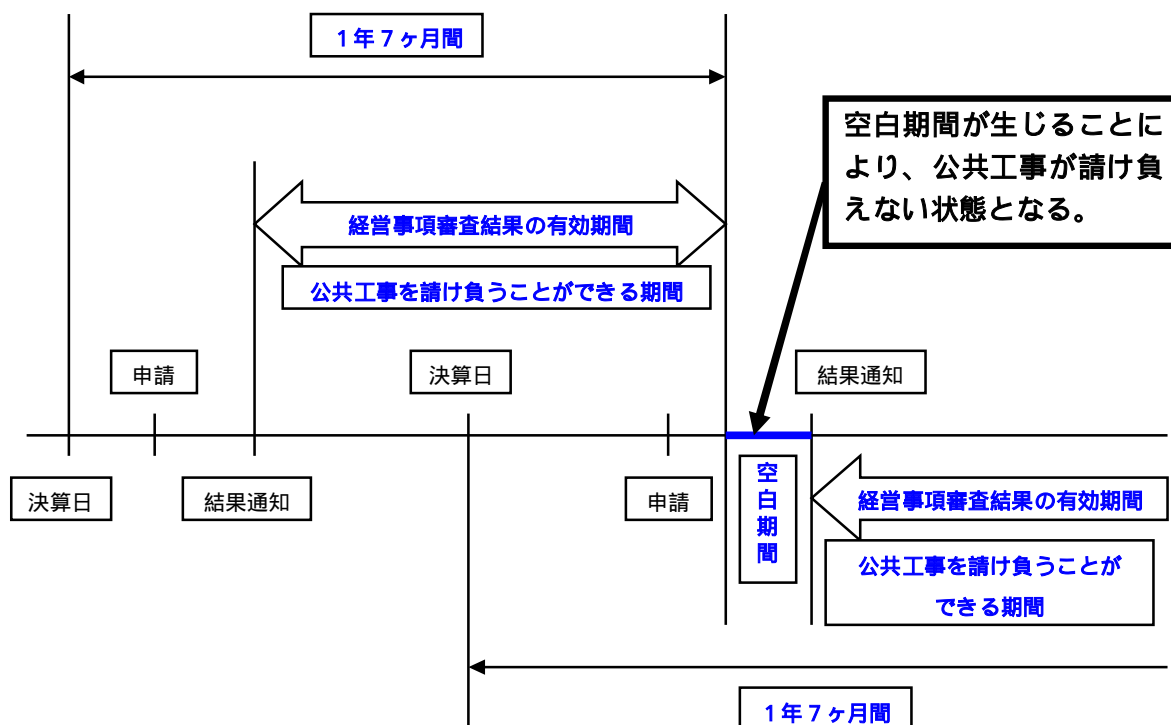
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/keiejikou/index.html>)

(参考) 経営事項審査結果の有効期間 (公共工事を請け負うことができる期間)

経営事項審査結果の有効期間に空白が生じない事例



経営事項審査結果の有効期間に空白が生じる事例



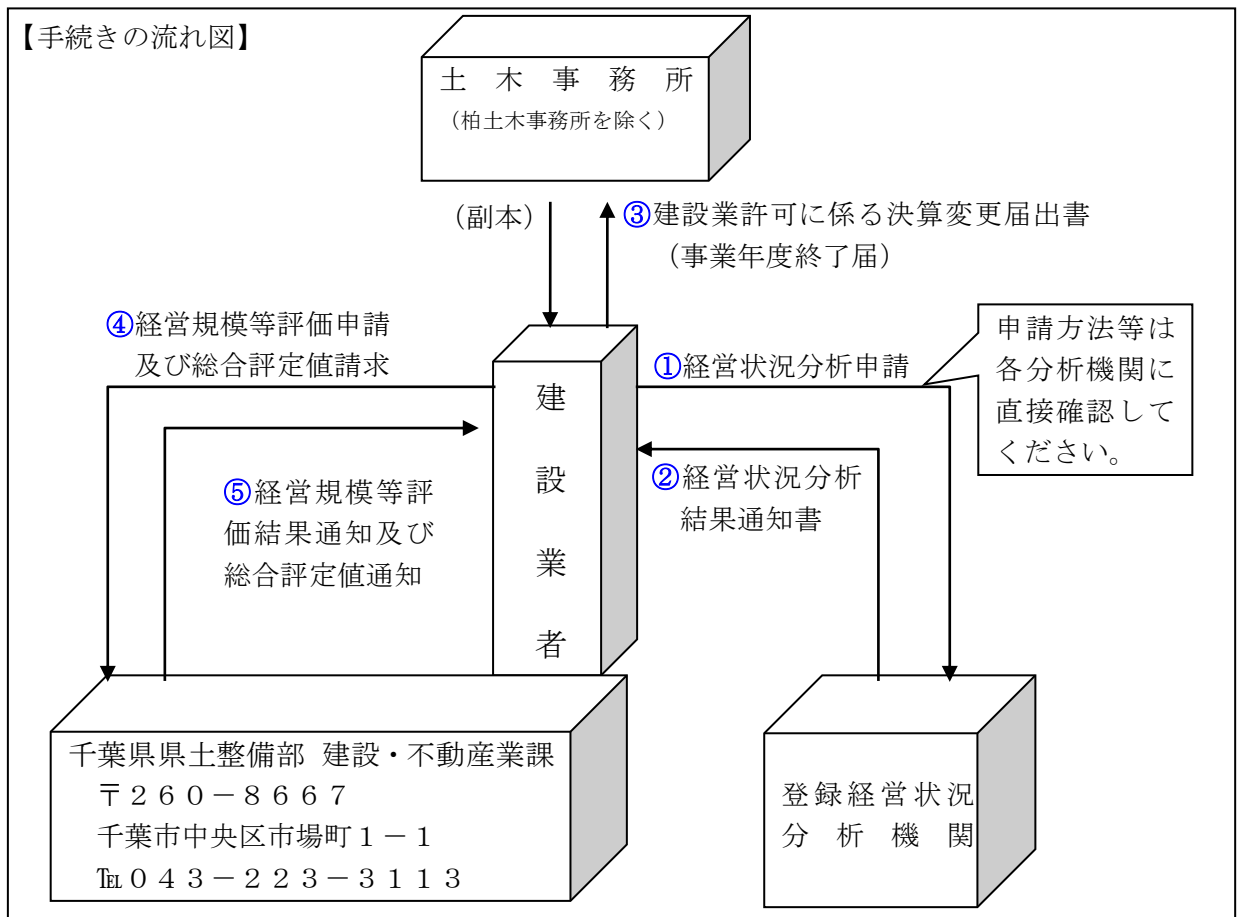
有効な経営事項審査の結果通知書を持っていない場合は、公共工事を請け負うことができません。申請の際には、有効期限切れが起きないように御注意ください。

**経営規模等評価申請及び
総合評定値請求の方法
(千葉県知事許可業者)**

II 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法（千葉県知事許可業者）

申請手続等

1 手続き全体の流れ



- ① 登録経営状況分析機関へ経営状況分析申請を行う。
※必要書類、申請方法、経営状況分析に要する日数等については、各登録経営状況分析機関に直接ご確認ください。なお、登録経営状況分析機関については、国土交通省ホームページ (https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html) で確認できます。
- ② 経営状況分析結果通知書が申請者あて交付される。
- ③ 建設業許可に係る決算変更届出書（事業年度終了届）を提出する。
※決算変更届出書に添付する「工事経歴書」作成にあたっては、必ず本書の113頁を参照してください。
- ④ 経営規模等評価申請書兼総合評定値請求書及び関係書類をすべて郵送又は電子申請システムにアップロードして、申請する。
※申請内容をよく理解しており、審査担当者からの問いに責任を持って応答でき、申請内容を補正できる権限をお持ちの方が申請してください。なお、申請書類受付後は原則として申請内容の修正はできません。
- ⑤ 経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書が申請者あて送付される。
※結果通知書発送予定日は「経営規模等評価申請審査日程一覧表」を参照のこと。

2 手数料及び納入方法

(1) 手数料の額

手数料の額は、「使用料及び手数料条例」により次のとおり定められています。

区分 納入額	経営規模等評価申請及び総合評定 値請求を同時に行う場合	経営規模等評価申請の みを行う場合	総合評定値請求のみを 行う場合
1 業種	11,000 円	10,400 円	600 円
2 業種	13,500 円	12,700 円	800 円
3 業種	16,000 円	15,000 円	1,000 円
4 業種以上	16,000 円に、1 業種増すごとに 2,500 円を加算した額	15,000 円に、1 業種増す ごとに 2,300 円を加算 した額	1,000 円に、1 業種増す ごとに 200 円を加算し た額

(2) 納入方法

千葉県収入証紙（注意：国土交通大臣許可業者の方は収入印紙です。）

(3) 納入時期

経営規模等評価申請時・総合評定値請求時に、収入証紙貼付書（様式自由）に貼付して提出してください。

【収入証紙の主な販売所】

千葉県庁生活協同組合、各市町村、県の各地域振興事務所

収入証紙に関する問い合わせ先（千葉県出納局： 043-223-3309）

3 経営事項審査申請に「必要な書類一覧」（千葉県知事許可業者）

各必要書類の注意点

- (1) 種別に「選択」とあるものは、注意点などを読んで、該当する場合に必要。
- (2) 前年度に経営事項審査を受けていない場合（初めて経営事項審査を受ける場合を含む。）は、下記の表中の説明において「審査対象事業年度」とあるのは、「審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度」と読み替えること。
ただし、項番31（20002帳票）の計算基準の区分で3年平均を選択する場合は、「審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度並びに審査対象事業年度の前々審査対象事業年度」とする。
- (3) 【**原本**】と表記があるもの以外は全て写しとする。
※一旦提出された書類は、副本以外返却は致しません。
※郵送方法の詳細は3頁をご覧ください。
- (4) 提出書類で過去3か月以内に発行されたものとは、当課に到達した日から起算します。

番号	種別		書類名	注意点など
1	必須提出		経営規模等評価申請書・総合評定値請求書	正副2部作成。行政書士に委任している場合、正本には行政書士印を押印。副本は正本のコピーでも可。
2	必須提出		工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高	正副2部作成。
3	必須提出		その他の審査項目 (社会性等)	正副2部作成。
4	必須提出		技術職員名簿	正副2部作成。 ・技術者に審査基準日（決算日）以前6ヶ月を <u>超える</u> 雇用期間が必須。
5	選択提出		工事種別完成工事高付表	正副2部作成。 完成工事高積み上げ申請を行う方のみ必要。 ※ 該当業種に完成工事高が無くても積み上げをする場合は必要です。
6	選択提出		建設機械の保有一覧表	正副2部作成。 建設機械を申請する方のみ必要。
7	必須提出		経営状況分析結果通知書【原本】	

8	選択 提出	提出 電子納付の場合は9を 収入証紙の場合は8、	収入証紙貼付書	県知事許可の場合、所定の千葉県証紙を貼付したもの。(様式は自由) ・貼付する証紙の額は多過ぎても、少な過ぎても受付できません。
9	選択 提出		申込内容照会画面を印刷した書面	経営事項審査手数料を電子納付した場合、「ちば電子申請サービス」の申込内容照会画面を印刷した書面が必要。
10	必須 提出		経営規模等評価申請等提出票	正副2部作成。
11	選択 提出		委任状【原本】	行政書士が申請者の代理人で書類の作成、審査の申請・補正を行う場合に必要。 ・委任状には審査基準日を必ず記載すること。
12	選択 提出		行政書士会への登録が証明できる書類 (行政書士証票等)	行政書士が申請者の代理人で書類の作成、審査の申請・補正を行う場合に必要。 ・補助者の場合は、補助者証を提出すること。
13	必須 提出		副本返送用の封筒	・封筒に宛先を記載すること ・切手は不要
14	選択 提出	行政書士が結果 通知書を受理 する場合必要	結果通知書送付用定型封筒(長形3号)	・行政書士など申請者の代理人が結果通知書を受理する場合に必要。 ・切手は不要。 ・封筒に宛先、建設業の許可番号、会社名を記載すること。
15	選択 提出		公認会計士・税理士等による「資本性借入金」該当証明書及び基準決算の直前の審査基準日の貸借対照表	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書(2001 帳票) 項番 17 自己資本額の計算基準区分で「2」(2期平均)を選択し、自己資本額に資本性借入金の金額を含める場合に必要
16	必須 提出		建設業の許可通知書	申請時点及び審査基準日時点において、有効なすべての書類が必要。 ※新規申請の場合、最初の許可通知書も必要
17	必須 提出		建設業許可申請書 (表紙及び専任技術者一覧表)	申請時点及び審査基準日時点において、有効な書類が必要。県土木事務所の受付印があるもの。 ・許可の更新中手続中の場合は、更新分と更新前のもの両方必要。 ・最新の許可(更新含む)後に、商号・代表者・専任技術者等に変更があった場合は、変更届出書(県土木事務所の受付印があるもの。)の提出が必要。

18	必須提出		法人の登記事項証明書（旧商業登記簿謄本） 【申請日前3か月以内に発行されたもの】	【法人（支配人登記している個人を含む）】 ・法人の登記事項証明書（旧商業登記簿謄本）
19	選択提出	申請が法人の場合いずれか選択 （初めて経審を受審する場合又は法人 番号が変更となった場合のみ必要）	法人番号指定通知書	国税庁から届いたもの。
20	選択提出		国税庁法人番号公表サイトの画面を印刷したもの	ホームページアドレス (www.houjin-bangou.nta.go.jp/)
21	必須提出		消費税の確定申告書の申請者控	審査対象事業年度に係るもの。 ・確定申告書の申告者控第一表 ・免税業者については、不要。 ・当初課税業者だったが、審査対象事業年度中に免税業者になった場合、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」の申請者控が必要。 ・消費税の課税標準額が完成工事高より低額の場合、明確な理由を余白や別紙に記載して提出してください。
22	必須提出		消費税及び地方消費税の納税証明書 【申請日前3か月以内に発行されたもの】	審査対象事業年度に係るもの。 ・様式は『その1・納税額等証明用』。 ・免税業者についても必要。（金額欄が0又は無の表記となる。）

2 3	必須提出	前回受けた経営事項審査申請書の副本	<p>経営規模等評価申請書、提出表（工事種類別完成工事高付表、その他の審査項目、技術職員名簿、建設機械の保有一覧表、積み上げ付表）について、千葉県建設・不動産課の受付印のある副本の写し。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の審査基準日について複数ある場合はすべて必要。 ・千葉県知事に対して初めて申請する方は不要。（大臣許可や他県知事許可から千葉県知事許可に変わった場合も同様） ・制度改正に伴う再審査を申請した場合は、再審査申請時の申請書の副本が必要。 ・前回の申請が郵送による場合は、郵送による申請又は電子申請のいずれも受付印のある副本が必要。 ・前回の申請が電子申請の場合は、郵送による申請のみシステムから出力した申請書が必要。
2 4	必須提出	建設業許可に係る決算変更届出書(事業年度終了届) (副本) <工事経歴書及び直前 3 年の各事業年度における工事施行金額>	<p>審査対象事業年度に係るものの副本一式。県土木事務所の受付印があるもの。（表紙・直前 3 年の各事業年度における工事施工金額(様式第 3 号・工事経歴書)）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可取得後、決算が到来する前に経営事項審査を受ける場合は、「8 6 工事経歴書」、「8 7 直前 3 年の各事業年度における工事施工金額」を参照。

25	必須提出	契約内容が確認できる書類	<p>審査対象事業年度に含まれる各事業年度に係る工事経歴書について、経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の工事経歴書ごとに（完成工事高の積み上げ申請を行う場合は、当該積み上げる業種に係る建設工事の工事経歴書についても）、<u>当該工事経歴書記載の工事のうち、元請下請を問わず金額上位3件の工事</u>について、次のアからオのいずれかの書類を提出してください。</p> <p>※工事進行基準を採用している場合の上位3件の考え方は、各決算期の売上分の金額で順位を決めます。</p> <p>ア 建設工事請負契約書 イ 「注文書」及び「注文請書」 ウ 「注文書」及び「請求書」 エ 「注文請書」及び「入金を確認できる書類」※ 《請書》と記載のあるものは、上記同様。 オ 「請求書」及び「入金を確認できる書類」※</p> <p>※ 「入金を確認できる書類」とは、発注者から請負代金が振り込まれた旨の記載がある銀行等の通帳、当座勘定照合票等のほか領収書（控）、支払手形の写しをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約変更がある場合は、当該変更に係る上記アからオのいずれかの書類の提出。 ・ 基本契約書を締結している場合は、上記アからオに加え、当該基本契約書も提出してください。 ・ 共同企業体受注の場合は、協定書も必要となります。 <p>【一つの工事の完成工事高を複数年度に渡り分割計上している場合の確認書類】 当初契約年度に係る上記ア～オのいずれかの書類に加え、下記の書類についても提出が必要となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工期の重なる事業年度に係る事業年度終了届【副本】 ② 審査対象事業年度分の請求書及び入金の確認できる書類（当該事業年度の工事高を確認するため必要。）
----	-------------	--------------	--

25	必須提出	契約内容が確認できる書類	<p>※工事進行基準適用工事については、上記①に加え、当該事業年度の決算に計上した売上高の根拠となる資料（元帳、工事工程表等）も併せて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書等では工事内容が判然としない場合は、工事内訳書や見積書などの書類も提出してください。 ・閲覧に供する工事経歴書を作成する際は、個人の氏名が特定されないよう十分に留意することとされました。（例：個人住宅の新築工事） <p>個人情報保護のため、工事経歴書の注文者や工事名を伏字等にした場合は、<u>契約書に番号を付すなど工事経歴書と契約書類の紐づけをお願いします。</u></p>
----	-------------	--------------	--

26	必須提出		技術職員の資格を証する書類	<p>技術職員名簿に記載した資格を確認できる免状の写しや実務経験証明書（P81 参照）等。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効期間の定めがなく、前回の審査時に示している場合は不要。※変更の場合を除く。 ・第二種電気工事士のように、資格に加えて実務経験が必要なものについては、資格を確認できる免状の写し及び実務経験証明書。 ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証は該当者がいる場合は必要（写し可） <p>※28年6月以降に監理技術者講習を受けた方は、監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証は統合されるので、統合後のものを持っている方は、必ず監理技術者資格者証の両面を提出すること。（写しの場合は両面印刷）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹技能者については、登録基幹技能者講習修了証（写し）を提出。 ・建設キャリアアップシステムにおいてレベル3又はレベル4と判定された技術者については、能力評価（レベル判定）結果通知書（写し）を提出。 ・監理技術者補佐（1級技士補）については、次のいずれかが必要 <ul style="list-style-type: none"> ①1次検定の合格証及び主任技術者になることのできる資格の合格証(前回経審で確認できる場合は不要) ②監理技術者要件を満たしている場合は、監理技術者資格者証又は監理技術者要件を満たしていることが確認できる資料
27	選択提出		技術職員の生年月日を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・「29～31 健康保険及び厚生年金保険加入の場合」に係る書類が無く、法第7条第2号ハ（10年以上の実務経験）により申請する技術職員等、生年月日が記載された書類が確認できない場合必要。 ・<u>公的機関が発行する生年月日の記載があるもの。</u> 例：国民健康保険被保険者証 など

28	必須提出		給与所得の源泉徴収簿等(個人事業主は確定申告書類一式等(青色・白色申告決算書))	「 <u>審査基準日以前6ヶ月を超える月</u> 」から「 <u>審査基準日を支給算定する月</u> 」までの各職員の支給明細が確認できる源泉徴収簿(給与台帳、賃金台帳など)。(源泉徴収票は不可) <u>可能な限り、技術職員名簿記載順に並べること。</u> ※審査の円滑化のため、技術職員の通番を加筆してください。
29	選択提出	健康保険及び厚生年金保険加入の場合、 該当するものをいずれか選択 ※保険者番号・記号はマスキングすること。	健康保険及び厚生年金保険に係る被保険者標準報酬決定通知書	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の審査基準日現在の加入状況を確認しますので、<u>審査基準日時点で適用される標準報酬決定通知書を提出してください。</u> ※標準報酬月額は、原則1年間(9月から翌年8月まで)の各月に適用されます。 ・組合管掌健康保険に加入している場合は、組合から発行された健康保険の標準報酬決定通知書も必要となります。 ・審査の円滑化のため、標準報酬決定通知書に技術職員の通番を加筆してください。
30	選択提出		被保険者資格証明書、被保険者証、所属企業の雇用証明書(任意様式)又は住民税特別徴収税額通知書	<p>強制適用が除外される国民健康保険組合等に加入している場合に必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これとは別に上記の厚生年金保険に関する書類の提出も必要。 ・被保険者証は審査基準日時点で有効期限内のものに限る。
31	選択提出		後期高齢者医療制度加入の被保険者資格証明書、被保険者証、所属企業の雇用証明書(任意様式)又は住民税特別徴収税額通知書	<p>後期高齢者医療制度の被保険者である技術職員がいる場合に必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証は審査基準日時点で有効期限内のものに限る。
32	選択提出		住民税特別徴収税額通知書	<p>社会保険に未加入で、住民税の源泉徴収を行っている場合に、勤務先の企業名、技術者名簿及び経理担当者が記載されていることが必須。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日が入る年度の通知書。

3 3	選択提出	雇用保険加入の場合、 いずれか選択	労働保険概算・確定申告書 及び 領収書	労働基準監督署に労働保険（雇用保険）の申告を行っている場合に必要。審査基準日が入っている年度に提出した申告書。 （例：令和8年3月決算の会社…令和7年度に提出した申告書 令和8年4月決算の会社…令和8年度に提出した申告書） ・領収書は、申請時点で納期限が過ぎている期別のものですべてが必要。
3 4	選択提出		労働保険納入通知書 及び 領収書 口座振替の場合は、領収書に代え、通帳の写し等、口座からの支払いが判明できる物でも可	組合等を通じて労働保険（雇用保険）に加入している場合に必要。審査基準日が入っている年度の通知書。（通知書から雇用保険の金額が読み取れない場合は、別途内訳書等も提出すること。） （例：令和8年3月決算の会社…令和7年度の通知書 令和8年4月決算の会社…令和8年度の通知書） ・領収書は、申請時点で納期限が過ぎている期別のものですべてが必要。
3 5	選択提出	加入の場合は必須 健康保険に	健康保険の保険料の納入に係る領収証書 又は 納入証明書	・審査基準日を含む月のもの（1ヵ月分）。 ※「健康保険」とは、下記の保険を指します。 ・全国健康保険協会（協会けんぽ） ・組合管掌健康保険（組合保険） ・建設業に係る国民健康保険組合（全国土木建築国民健康保険組合等）
3 6	選択提出	厚生年金保険に加入の場合は必須	厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書	・審査基準日を含む月のもの（1ヵ月分）。
3 7	選択提出		建設業退職金共済加入・履行証明書（経営事項審査申請用） 【申請日前3か月以内に発行されたもの】	勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部が発行したもの。経営事項審査申請用に限る。

38	選択提出	退職一時金制度又は企業年金制度適用の場合、 いずれか選択	労働協約、就業規則若しくは退職金規則	<p>基準日現在に効力を持っているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時10人以上の労働者を使用している場合には、労働基準監督署の受付印のあるもの ・退職一時金制度は全ての労働者を対象としている必要がある。一部の労働者のみが対象となっているものは加点対象にならない。 ・建設業退職金共済の支給をもって退職金とする就業規則は加点対象にならない。
39	選択提出		退職金共済加入証明書又は共済契約書	中小企業退職金共済など勤労者退職金共済機構や特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されている場合に必要。(ただし、特定業種退職金共済契約以外。)
40	選択提出		厚生年金基金加入証明書	厚生年金基金が設立されている場合に必要。
41	選択提出		適格退職年金契約書	適格退職年金の契約が締結されている場合に必要。
42	選択提出		基金型企业年金加入証明書又は 規約型企业年金加入証明書	<p>確定給付企業年金が導入されている場合に必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本型企业年金は企業年金基金が、規約型企业年金基金は資産管理運用機関がそれぞれ発行。
43	選択提出	確定拠出年金法に規定する企業型年金加入証明書	<p>確定拠出年金法に規定する企業型年金が導入されている場合に必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金運営管理機関が発行 	
44	選択提出	(44又は45の提出に加え、46～52のいずれかの提出も必要) 法定外労災加入の場合、 いずれか選択	労働保険概算・確定申告書及び領収書	<p>労働基準監督署に労働保険(労働災害保険)の申告を行っている場合に必要。審査基準日が入っている年度に提出した申告書。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書は、申請時点で納期限が過ぎている期別のものですべてが必要。
45	選択提出		労働保険納入通知書及び領収書 口座振替の場合は、領収書に代え、通帳の写し等、口座からの支払いが判明できる物でも可	<p>組合等を通じて労働保険(労働災害保険)に加入している場合に必要。審査基準日が入っている年度に提出した通知書。(通知書から労災保険の金額が読み取れない場合は、別途内訳書等も提出すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書は、申請時点で納期限が過ぎている期別のものですべてが必要。

46	選択提出	法定外労災加入の場合、いずれかの提出に加え、44又は45の提出も必要	建設労災補償共済制度加入証明書	政府労災に加え、(財)建設業福祉共済団と労災補償契約を締結している場合に必要。
47	選択提出		全国建設業労災互助会加入証明書	政府労災に加え、(社)全国建設業労災互助会と労災補償契約を締結している場合に必要。
48	選択提出		労働災害補償共済契約加入者証書	政府労災に加え、全国中小企業共済協同組合連合会と労災補償契約を締結している場合に必要。
49	選択提出		労保連労働災害共済加入者証書	政府労災に加え、(社)全国労働保険事務組合連合会と労災補償契約を締結している場合に必要。
50	選択提出		労働災害保険証券又は加入証明書	政府労災に加え、民間保険会社と労災補償契約を締結している場合に必要。 <u>※法定外労働災害補償の要件4点が必ず記載されていること。</u>
51	選択提出		団体保険制度への加入を証明する書類	政府労災に加え、建設業者団体や民間保険会社等と団体労災補償契約を締結している場合に必要。 <u>※法定外労働災害補償の要件4点が必ず記載されていること。</u>
52	選択提出	共済事業(労災保険)への加入を証明する書類	政府労災に加え、中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者と労災補償契約を締結している場合に必要。 <u>※法定外労働災害補償の要件4点が必ず記載されていること。</u>	
53	選択提出	31のいずれかの提出も必要 技術職員名簿に記載の無い職員の場合、提出書類に加え、28及び29	CPDの単位取得を証する書面の写し	CPD認定団体の発行する、審査基準日以前1年間に修得したCPD単位を証する書類。
54	選択提出		様式第4号「CPD単位を取得した技術職員名簿」	技術職員名簿に記載できない者で該当する者がいる場合に作成する。 ※詳細は69,73ページを参照
55	選択提出		能力評価(レベル判定)結果通知書	能力評価(レベル判定)結果通知書については、建設業者に所属する技能者のうち、認定能力評価基準(建設キャリアアップシステム)により受けた評価が審査基準日以前3年間にレベルが1以上向上した者がいる場合に提出する。 ※詳細は70,74ページを参照
56	選択提出		施工体制台帳の一部(作業員名簿)	審査基準日以前3年間の間に作成したもの。
57	選択提出		様式第5号「技能者名簿」	正副2部作成。 CPD単位の取得にのみ該当がある場合でも作成すること。 審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者(監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者は除く)について作成すること。

58	選択提出	得がある場合 「女性活躍推進法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」について、審査基準日における各認定の取得がある場合	各えるぼし認定を取得していることを証する書面	①審査基準日時点で有効な、「基準適合一般事業主認定通知書」、「基準適合事業主認定通知書」等の都道府県労働局長から交付された書類 ②厚生労働省の公表資料である「公共調達加点評価を受けることができる「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定企業一覧」、「くるみん認定及びプラチナくるみん認定企業名都道府県別一覧」、若者雇用促進総合サイトにて公表される「ユースエール認定企業一覧」のうち申請者の名称が記載されているページ(出力日が分かるようにすること。)※審査基準日以降に認定の取消又は辞退がなされている場合は、②に替えてそのことを証する書類を提出すること。
59	選択提出		各くるみん認定を取得していることを証する書面	
60	選択提出		ユースエール認定を取得していることを証する書面	
61	選択提出	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況に該当がある場合	別記様式第6号に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書	【審査対象工事】①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事 ① 日本国内以外の工事 ② 建設業法施行令で定める軽微な工事 ③ 災害応急工事 【該当措置】①～③のすべてを実施している場合に加点 ① CCUS 上での現場・契約情報の登録 ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※で CCUS 上に就業履歴を蓄積できる体制の整備 ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

6 2	選択 提出		手続開始決定通知書、 計画認可通知書及び 手続終結を受けたこ とを証する書面	平成23年4月1日以降、審査基準日までに 民事再生法における再生手続開始決定、又は、 会社更生法における更生手続開始決定がされ ている場合に必要。
6 3	選択 提出	防災協定締結の場合、 いずれか選択	防災活動における建 設業者の防災活動に 関する協定書	国、特殊法人等又は地方公共団体との間で、 直接防災活動に関する協定を締結している場 合に必要。
6 4	選択 提出		団体に加入している こと及び防災活動に 従事していることが 証明できる証明書【申 請日前3か月以内に 発行された原本】	・申請者が加入している団体が地方公共団体 等と防災活動に関する協定を結んでいる場合 に必要。 ・団体に加入していることに加え、防災活動 に従事していることが明示されているもの。 ※千葉県ホームページに「防災協定に関する 証明書」の参考様式を掲載しています。 ・審査基準日が記載されていること。
6 5	選択 提出		建設業法違反による 営業停止命令書又は 指示書	審査基準日前1年の間に、建設業法第28条の 規定による営業停止処分年月日又は指示処分 年月日がある場合に必要。 ・入札参加資格の指名停止は対象外。
6 6	選択 提出		監査報告書	会計監査人の設置を行っている場合に必要。
6 7	選択 提出		会計参与報告書	会計参与の設置を行っている場合に必要
6 8	選択 提出		「経理処理の適正を 確認した旨の書類」 【原本】	「69」の要件（二級試験を除く）を有する 常勤の役職員が、経理実務の責任者であって、 経理処理の適正を確認している場合に必要。

69	選択提出	69の提出書類に加え、28～31のいずれかの提出も必要	<p>公認会計士等の資格を証する免状、一級、二級登録経理試験合格証書又は合格証明書、講習の終了証等</p> <p>例：(財)建設業振興基金の発行した合格証等</p>	<p>常勤の役職員に、公認会計士及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに登録経理試験等の合格者等がいる場合に必要。</p> <p>【公認会計士、税理士】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格を証明する書類 (研修受講後、公認会計士、税理士として登録されていること) <p>【一級、二級登録経理試験（一級、二級建設業経理（事務）士検定試験含む）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 合格証等資格を証明する書面（登録経理合格した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者） 登録経理講習の終了証の写し（講習を受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していない者） <p>★登録経理試験（建設業経理（事務）士検定試験含む）については、平成28年度以前に合格した者であっても、令和5年3月(審査基準日)までの間は引き続き、合格証のみの提出で評価対象とする。</p> <p>※詳細は76ページを参照</p>
70	選択提出		建設業法施行規則別記様式第17号の2注記表又はこれに準ずる書類	会計監査人設置会社のみ必要。
71	選択提出		特定自主検査記録表（新車購入時、新車リースの場合は、特定自主検査実施時期証明書）	<p><u>審査基準日</u>前1年の間に検査を実施していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機種が加対象となるものであること。 使用者が申請者、前所有者又は所有者（リース契約の場合）であること。
72	選択提出		移動式クレーン検査証	<p><u>審査基準日</u>が有効期間内であること。</p> <p>つり上げ荷重が3トン以上であること。</p>
73	選択提出		自動車検査証	<p>有効期間満了日が<u>審査基準日</u>以降であること。</p> <p>大型ダンプ車については、経営する事業の種類として建設業を届け出ており、表示番号を取得し、最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上であること。※自動車検査証では建設機械の所有を証することはできない。</p>

74	選択提出	※建設機械型番・製造車体番号が明確に記載されていること。	売買契約書	申請者が購入者となっている契約書。
75	選択提出		建設機械打刻証明書又は建設機械打刻検認証明書	申請者が現在の所有者となっている場合に限る。
76	選択提出		注文書、注文請書、購入依頼書など	申請者が申込者となっている書類に限る。
77	選択提出		法人税又は所得税の確定申告書の別表16及び減価償却に係る明細表など	明細等で、1台ごとの建設機械が確認できること。
78	選択提出		過去3年間の特定自主検査記録表	3年間の使用者が申請者である場合に限る。
79	選択提出	リースの場合、いずれか選択	リース契約書(賃貸借契約書、レンタル契約書)	申請者が賃借人となっている契約書。 ・審査基準日から1年7ヶ月を経過する日以降まで使用期間の定めがあること。
80	選択提出		契約を締結したリース会社が発行するリース契約の証明書	リース期間に関する記載があるものに限る。
81	選択提出	新規掲載の建設機械がある場合に必要	建設機械の規格が確認できる書類(カタログなど)	加点对象となる規格を満たしているかどうかを確認するため必要。(P64参照) (上記74～80の提出書類に規格の記載がある場合は提出不要。)
82	選択提出		建設機械のリース契約に関する申出書	正副2部作成。 リース期間が、審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する契約において、その契約の更新、延長及び建設機械の買取を予定している場合に作成する。
83	選択提出		エコアクション21により認証されていることを証する書面の写し	エコアクション21の認証を受けていることを確認できる、一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」。
84	選択提出		ISO認証登録証明書及び付属書など	審査基準日において、ISO9001(品質管理)又は14001(環境管理)の認証を加定の要件を満たして受けている場合に必要。

85	選択提出		継続雇用制度の対象者であることを証する書面	技術職員に高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者がいる場合に必要。 常時10人以上労働者を使用する企業は、労働基準監督署の受付印がある就業規則を提出すること。 ・常勤性の書類は別途必要
86	選択提出		経営事項審査対象建設業種に係る建設工事の工事経歴書	許可取得後、決算が到来する前に経営事項審査を初めて申請し、建設業許可に係る決算変更届出書（事業年度終了届）を作成していない、もしくは、提出をしているが、経営事項審査を受けるための工事経歴書（P113参照）を作成していない場合に必要。
87	選択提出		直前3年の各事業年度における工事施工金額	経営事項審査を初めて申請し、建設業許可に係る決算変更届出書（事業年度終了届）を作成していない場合に必要。
88	選択提出		外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書	正副2部作成。 外国子会社経審 ・左の認定書を有する建設業者は、経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書に当該認定書を添えて申請すること。

前年度に経営事項審査を受審していない、又は初めて経営事項審査を受審される方へ

初めて経営事項審査を申請される方は、上記の必要書類のうち、下記の書類については、審査対象事業年度に係るものに加え、前審査対象事業年度分のもが必要となります。

ただし、工事種別別完成工事高・工事種別元請完成工事高（20002帳票）の計算基準区分で「2」（3年平均）を選択した場合は、前々審査対象事業年度分のものについても必要となりますので、ご注意ください。

16 最初の許可通知書

※紛失等で最初の許可通知書が無い場合、最古の許可通知書をご提出ください。

21 消費税の確定申告書の申請者控え

22 消費税及び地方消費税の納税証明書【申請日前3か月以内に発行されたもの】

24 建設業許可に係る決算変更届出書（事業年度終了届）

25 契約内容が確認できる書類

4 全般的な注意事項等

- (1) 審査は郵送・電子のみです。申請内容をよく理解しており、審査担当者からの問いに責任を持って応答でき、申請内容を補正できる権限をお持ちの方が申請してください。
- (2) 申請書類受付後は原則として申請内容の修正はできません。
- (3) 申請書類受付後、内容確認等のため、県から電話あるいは文書で照会することがありますので、御協力ください。
- (4) 千葉県では「経営事項審査における完成工事高と技術職員数値の相関分析」を行い、疑義業者として調査対象となった業者に対しては、追加の資料を提出していただいています。これらを提出できない場合にはその分を完成工事高から差し引く等の措置をとる場合がありますので、十分注意してください。
また、疑義がある場合には、立入検査や関係行政機関への照会等を実施します。
- (5) 「経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書（20001 帳票）」等の申請書等副本（申請者控）で県土整備部建設・不動産課の受付印のあるもの及び「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」並びに「経営状況分析結果通知書」は、公共工事発注機関に対して入札参加資格審査の申請をする際等にその写しの提出を求められることがありますので、大切に保管してください。
- (6) 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の紛失や汚損を理由とする再発行は行いません。もし、紛失等により、お手元がない場合、建設・不動産課の控えを原本証明してお渡しすることができます。詳細は千葉県ホームページ「経営事項審査結果通知書の原本証明について」をご覧ください。
- (7) 経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から 30 日以内に限り、再審査を申し立てることができます（ただし、申請者側の誤りによるものは再審査の対象となりません。）。この申立てを行う方は、申立て方法についてお問い合わせください。
- (8) 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく審査の結果の通知を受けた者は、当該改正の日から 120 日以内に限り、再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る。）を申し立てることができます。この申立てを行う方は、別に定める説明書を参照し、申立てを行ってください。
- (9) 一の審査基準日について結果通知を受けた後に、経営規模等評価等対象建設業を追加するために同一の審査基準日について再度申請等を行いたい方（いわゆる業種追加申請を希望する方）は、本説明書「V参考 業種追加申請について（87項）」を参照の上申請を行ってください。

・問い合わせ先 千葉県県土整備部建設・不動産課 TEL043-223-3113

5 個別相談会

個々の申請者が申請を行うに当たって、説明書を読んでも不明な点がある場合は、下記により個別相談会を開催しますので御利用ください。 **(予約制)**

開催日	場所	時間
千葉県県土整備部建設・不動産業課ホームページを御覧ください。	経営事項審査室 千葉市中央区市場町 1-1 (県庁南庁舎 9 階)	午前の部 午前 10 時～午前 11 時 午後の部 午後 1 時 30 分～午後 3 時

※ 申請書類一式をできる限り準備の上、御参加ください。

※ 個別相談会への参加を希望する方は、電話により受付の予約をしてください。(時間は午前又は午後のいずれかを選択できます。)

千葉県県土整備部 建設・不動産業課 TEL 043-223-3113

6 経営事項審査結果の公表について

- (1) 千葉県知事許可業者の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しは、建設・不動産課で閲覧することができます。
- (2) (一財)建設業情報管理センターのホームページで、全国の建設業者の経審結果を閲覧することができます。詳細につきましては、下記までお問い合わせください。
(一財)建設業情報管理センター
所在地：東京都中央区日本橋大伝馬町1-4-1 住友生命日本橋大伝馬町ビル5階
電話番号：03-6661-6622、ホームページアドレス：<https://www.ciic.or.jp/>

7 虚偽の申請書への罰則規定及び行政処分

- (1) 経営事項審査において、下記に該当する行為をした場合には罰則（懲役又は罰金）に処せられることがあります（建設業法第50条第1項第4号、第52条第4号、第53条）。
 - ア 申請書類に虚偽の記載をして提出したもの。
 - イ 審査に必要な報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したもの。
- (2) 申請書類に虚偽の記載をして提出した結果で得た結果通知書を各発注機関に提出した場合等、請負契約に関し不誠実な行為をした場合には、許可行政庁より指示又は営業停止（行政処分）に処せられることがあります（建設業法第28条第1項第2号、第28条第3項）。

**経営事項審査における
申請書類の作成方法
(千葉県知事許可業者)**

- 「大臣
5 [0][2]「申請時の許可番号」の欄の [0][2] コードのカラムには、申請時に許可を受けている
知事」

行政庁について別表(1)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

別表(1)

00	国土交通大臣	12	千葉県知事
----	--------	----	-------

「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば[0][0][1][2][3][4]又は[0][1]月[0][1]日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 6 [0][3]「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なっている場合についてのみ記入すること。
- 7 [0][4]「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日(別表(2)の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日)を記入し、例えば審査基準日が令和5年3月31日であれば、[0][5]年[0][3]月[3][1]日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

別表(2)

コード	処 理 の 種 類
10	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
11	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
12	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
13	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
14	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
15	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
16	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
17	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
18	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
19	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
20	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
21	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者(連結子会社)として認定を受けて申請する場合
22	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

8 0 5 「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

9 0 6 「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
00	12か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合
01	6か月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの事業年度について申請する場合
02	商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和3年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和4年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和3年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和3年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
03	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和4年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
04	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和3年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日(令和4年3月31日)より前の日(令和3年11月1日)に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表(2)の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

10 0 7 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15条に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

11 0 8 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば、ギ又はパのように1文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

12 0 9 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例 (株) 建設 (有))
(例 建設 (有))

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

13 1 0 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。また、「・」や「、」は記入しないこと。

14 1 1 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合

合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。

- 15 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、38頁の一覧表を参照し、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 16 「主たる営業所の所在地」の欄には、15により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については-（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-13のように記入すること。
- 17 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ-（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように記入すること。
- 18 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。（申請時に建設業許可が廃業等になっている業種、新規で建設業許可を申請中の業種については経審で申請することはできません。）

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 19 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあっては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の（ ）内に示された略号のカラムに「9」と記入すること。
- 20 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「1」又は「2」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たっては、単位は千円とし、例えば、 、 、 のように百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

- 21 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

減価償却実施額は、審査対象事業年度における未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額とする。記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（2期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

- 22 1 9 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。
- 23 2 0 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号（「経営状況分析結果通知書」の右上部に記載されているもの）を記入し、例えば0 0 0 0 0 1のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。
- 25 本帳票 2 枚目の右下隅に、申請者の商号又は名称を記載すること。

市区町村コード表

区 分	コード	区 分	コード	区 分	コード
千 葉 市		市 原 市	1 2 2 1 9	酒 々 井 町	1 2 3 2 2
中 央 区	1 2 1 0 1	流 山 市	1 2 2 2 0	栄 町	1 2 3 2 9
花 見 川 区	1 2 1 0 2	八 千 代 市	1 2 2 2 1	香 取 郡	
稲 毛 区	1 2 1 0 3	我 孫 子 市	1 2 2 2 2	神 崎 町	1 2 3 4 2
若 葉 区	1 2 1 0 4	鴨 川 市	1 2 2 2 3	多 古 町	1 2 3 4 7
緑 区	1 2 1 0 5	鎌 ケ 谷 市	1 2 2 2 4	東 庄 町	1 2 3 4 9
美 浜 区	1 2 1 0 6	君 津 市	1 2 2 2 5	山 武 郡	
銚 子 市	1 2 2 0 2	富 津 市	1 2 2 2 6	九 十 九 里 町	1 2 4 0 3
市 川 市	1 2 2 0 3	浦 安 市	1 2 2 2 7	芝 山 町	1 2 4 0 9
船 橋 市	1 2 2 0 4	四 街 道 市	1 2 2 2 8	横 芝 光 町	1 2 4 1 0
館 山 市	1 2 2 0 5	袖 ケ 浦 市	1 2 2 2 9	長 生 郡	
木 更 津 市	1 2 2 0 6	八 街 市	1 2 2 3 0	一 宮 町	1 2 4 2 1
松 戸 市	1 2 2 0 7	印 西 市	1 2 2 3 1	睦 沢 町	1 2 4 2 2
野 田 市	1 2 2 0 8	白 井 市	1 2 2 3 2	長 生 村	1 2 4 2 3
茂 原 市	1 2 2 1 0	富 里 市	1 2 2 3 3	白 子 町	1 2 4 2 4
成 田 市	1 2 2 1 1	南 房 総 市	1 2 2 3 4	長 柄 町	1 2 4 2 6
佐 倉 市	1 2 2 1 2	匝 瑳 市	1 2 2 3 5	長 南 町	1 2 4 2 7
東 金 市	1 2 2 1 3	香 取 市	1 2 2 3 6	夷 隅 郡	
旭 市	1 2 2 1 5	山 武 市	1 2 2 3 7	大 多 喜 町	1 2 4 4 1
習 志 野 市	1 2 2 1 6	い す み 市	1 2 2 3 8	御 宿 町	1 2 4 4 3
柏 市	1 2 2 1 7	大 網 白 里 市	1 2 2 3 9	安 房 郡	
勝 浦 市	1 2 2 1 8	印 旛 郡		鋸 南 町	1 2 4 6 3

【必要書類】

経営事項審査申請に「必要な書類一覧」の下記の書類を提出する。

番号		書類名	参考頁
1 6	必須	建設業の許可通知書	1 5
1 7	必須	建設業許可申請書（表紙及び専任技術者一覧表）	1 5
1 8	必須	法人の登記事項証明書（旧商業登記簿謄本）	1 6
1 9	選択	法人番号指定通知書	1 6
2 0	選択	国税庁法人番号公表サイトの画面を印刷したもの	1 6
2 1	必須	消費税の確定申告書の申請者控	1 6
2 2	必須	消費税及び地方消費税の納税証明書 （様式：その1納税額等証明用）	1 6
2 3	必須	前回受けた経営事項審査申請書の副本一式	1 7

様式第二十五号の十四の記載例

(用紙A4)
2 0 0 0 1

該当しないものを二重線で消す

~~経営規模等評価申請書~~
~~経営規模等評価再審査申立書~~
総合評定値請求書

代理申請では、申請者の押印は不要です。

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

現在2以上の建設業許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入してください

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
千葉県 知事 殿

代理人

千葉県中央区出洲港11-1
行政書士 下 総 大 地

千葉県中央区市場町1-1
経営建設工業 株式会社
代表取締役 経営 太郎

この枠内は記入しない

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 年 月 日		

申請時番号	02	大臣知事コード	12	許可(特-2)9	第987654号	許可年月日	平成29年04月15日
-------	----	---------	----	----------	----------	-------	-------------

原則として申請を行う日の直前の事業年度の終了の日を記入する

前回の申請時番号	03	大臣知事コード		国土交通大臣 許可(般-)	第 号	許可年月日	平成 年 月 日
----------	----	---------	--	----------------	-----	-------	----------

審査基準日	04	令和 年 月 日
-------	----	----------

前回の申請時の許可番号と今回の申請時の許可番号が異なっている場合のみ記入する。更新による年度のみの変更は、この場合に当たらない

記載要領(36頁)にある表から該当するコードを記入してください

申請等の区分	05	1			
処理の区分	06	00			
資本金額又は出資総額	07	1 (1.法人) 2 (2.個人)	10000 (千円)	法人番号	1234567891234

合併時や譲渡時等、今回の申請が特殊な経審の場合(=36頁の別表(2)の分類のいずれかに該当する場合には、該当するコードを記入してください)

法人の場合のみ、企業の単独決算の資本金額(出資総額)を記入(Yを単独決算で受審した場合は、「経営状況分析結果通知書」の「資本金」と同額)(Yを連結で受審している場合は、別記様式第15号の資本金の額となる)

商号又は名称のフリガナ	08	ケイシンケンセツコウギヨウ
-------------	----	---------------

カタカナで記入する。濁点、半濁点は1カラムでは記入しない。「、」や「。」は記入しない

商号又は名称	09	経営建設工業(株)
--------	----	-----------

代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	ケイシントロウ
-----------------	----	---------

代表者又は個人の氏名	11	経営太郎
------------	----	------

この部分のフリガナは要らない

主たる営業所の所在地市区町村コード	12	12101
-------------------	----	-------

姓と名の間は1カラム空ける

申請等を行う時点で、許可を受けている建設業のカラムに一般は「1」、特定は「2」を記入する

主たる営業所の所在地	13	市場町1-1
------------	----	--------

説明書39頁「市区町村コード表」を参考に記入してください

郵便番号	14	260-0855	電話番号	043-223-3116
------	----	----------	------	--------------

申請等を行う業種のカラムに「9」を記入する

市区町村名コードで記入するので所在地欄への記入は不要です

許可を受けている建設業	15	222121
経営規模等評価等対象建設業	16	9999

経営規模等評価の申請と総合評定値の請求を同時に行う場合は、申請業種と請求業種は一致していなければなりません

平均して正となる場合の取扱い
 (例) 1789.5 1789
 平均して負となる場合の取扱い
 (例) -161.5 -162

千円単位で、右詰めで記入する

2期平均を選択した
 場合のみ記入する

自己資本額

項番	1	7	3																
千円	1	7	8																

審査対象

2	(1.基準決算)	2.2期平均
---	----------	--------

基準決算	1	2	3	(千円)	
直前の審査基準	3	4	5	6	(千円)

利益額の2期平均を千円単位で、右詰めで記入する

利益額 (2期平均)

1	8	3																	
1	8																		

(千円)

利益額 (利払前税引前償却前利益)
 = 営業利益 + 減価償却実施額

利益額の定義は記載のとおり

技術職員名簿に記載した人数と一致する

審査対象事業年度	審査対象事業年度の	審査対象事業年度の								
営業利益	1	2	3	(千円)	営業利益	7	8	9	(千円)	
減価償却実施額	1	2	4	5	(千円)	減価償却実施額	2	5	8	(千円)

営業利益及び減価償却実施額をそれぞれ千円単位で、右詰めで記入する。決算日変更以外は、分析結果の参考値を記入。「審査対象事業年度」の考え方は41頁を参照。

技術職員数

1	9	3																	
1	9																		

(人)

登録経営状況分析機関番号

2	0	3																	
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

経営状況分析を受けた機関の名称

経営状況分析を受けた機関の「登録番号」と名称を記入する
 「登録番号」は経営状況分析結果通知書の右上部に記載されているが、不明な場合には経営状況分析を受けた機関に直接確認のこと

再審査申立を行う場合のみ記入してください

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

この申請書又は添付書類を作成した者その他の申請の内容に係る質問等に
 応答できる者の連絡先を記入する(受付後の県からの問合せ先になります)

連絡先

所属等 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____

ファックス番号 _____

(決算期変更等の事情がある場合の記載例は千葉県ホームページに掲載しています。)

2 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（20002 帳票）

【記載要領】

- 1 カラムに記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□ □ 1 2のように右詰めで記入すること。
- 2 3 1「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。
 - (1) 12か月ごとに決算を完結した場合
(例) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和04年04月 ～ 至令和05年03月
 - (2) 6か月ごとに決算を完結した場合
(例) 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの事業年度について申請する場合
自令和04年04月 ～ 至令和05年03月
 - (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合
(例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和4年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和5年3月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和04年04月 ～ 至令和05年03月
(例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和4年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和4年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
自令和04年01月 ～ 至令和04年12月
 - (4) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合
(例) 令和4年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和5年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
自令和04年10月 ～ 至令和05年03月
 - (5) 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
(例) 令和4年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和5年3月31日）より前の日（令和4年11月1日）に申請するとき
自令和04年10月 ～ 至令和00年00月
- 3 3 1「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を2の例により記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあっては、直前2年の各審査対象事業年度の期間を2の例により記入し、下欄に直前2年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。
- 4 3 2「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る

実績がない場合においてはカラムに「0」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、**3** **1**で記入した審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前2年の審査対象事業年度について申請する場合にあっては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前2年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を2で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前2年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

完成工事高及び元請完成工事高は、消費税課税期間にあっては消費税抜きの額を記載し、消費税免税期間にあっては消費税込みの額を記載すること。

ひとつの請負契約に係る建設工事の完成工事高をふたつ以上の工事の種類に分割又は重複計上しないこと。

完成工事高及び元請完成工事高に兼業事業売上高を含めないこと。(107頁参照)

土木一式工事業又は建築一式工事業（以下「一式工事業」という。）を申請する場合には、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業の年間完成工事高を、一式工事業とは別に申請する場合を除き、その内容に応じて、いずれかの一式工事業の年間完成工事高に含めることができる。例えば、土木一式工事業に完成工事高を含めることができる専門工事業は、とび、石、鋼構造物（土木に関する工事に限る。）、舗装、水道施設の各工事業である。建築一式工事業に完成工事高を含めることができる専門工事業は、大工、左官、屋根、タイル、鋼構造物（建築に関する工事に限る。）、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、建具、解体の各工事業である。

一式工事業以外の建設業を申請する場合には、許可を受けた建設業のうち別の一式工事業以外の建設業の完成工事高を、別個に申請する場合を除き、その性質に応じて、当該一式工事業以外の建設業の完成工事高に含めることができる。例えば、電気工事業と電気通信工事業、管工事業と水道施設工事業、管工事業と消防施設工事業、とび工事業と石工事業などの関係がこれに相当する。（詳細についてはV参考 4 完成工事高積み上げ申請について（103～105頁）を参照。）

上記のとおり一の建設業の完成工事高を他の建設業の完成工事高に含める申請を完成工事高積み上げ申請という。これを行う場合、工事種類別完成工事高付表を作成すること。（45頁参照。）

外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書を有する建設業者は、認定書の数値と申請者の工事種類別完成工事高を合算した額を記載すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土 木 一 式 工 事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機 械 器 具 設 置 工 事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼 構 造 物 工 事	210	熱 絶 縁 工 事
020	建 築 一 式 工 事	111	鋼 橋 上 部 工 事	220	電 気 通 信 工 事
030	大 工 工 事	120	鉄 筋 工 事	230	造 園 工 事
040	左 官 工 事	130	舗 装 工 事	240	さ く 井 工 事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	し ゆ ん せ つ 工 事	250	建 具 工 事
051	法 面 処 理 工 事	150	板 金 工 事	260	水 道 施 設 工 事
060	石 工 事	160	ガ ラ ス 工 事	270	消 防 施 設 工 事
070	屋 根 工 事	170	塗 装 工 事	280	清 掃 施 設 工 事
080	電 気 工 事	180	防 水 工 事	290	解 体 工 事
090	管 工 事	190	内 装 仕 上 工 事		

5 **3** **3**「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

なお、「その他工事」に実績がない場合は、完成工事高に「0」を記入すること。

6 **3** **4**「合計」の欄は、完成工事高においては、**3** **2**及び**3** **3**に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

7 この表は審査対象建設業に係る4のコード表中の工事の種類4つごとに作成すること。この場合、**3** **1**の各カラムは最初の用紙のみに記入し、**3** **3**「その他工事」の欄及び**3** **4**「合計」の欄は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後VE（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後VEによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

8 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たっては、例えば□, □ □ **1**, **2** **3** **4**, **0** **0** **0**のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「0」を記入すること。

【必要書類】

経営事項審査申請に「必要な書類一覧」の下記の書類を提出する。

番号		書類名	参考頁
2 3	必須提出	前回受けた経営事項審査申請書の副本一式	1 7
2 4	必須提出	建設業許可に係る決算変更届出書	1 7
2 5	必須提出	契約内容が確認できる書類	1 8 1 9
8 6	選択提出	経営事項審査対象建設業に係る建設工事の工事経歴書	2 9
8 7	選択提出	直前3年の各事業年度における工事施工金額	2 9
8 8	選択提出	外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書	2 9

3 工事種類別完成工事高付表の記載例（3年平均の場合） 2年平均の場合は2年分のみ

工事種類別完成工事高付表

経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の 完成工事高（積み上げ後）	左に含める完成工事高
<p>（審査対象事業年度） 令和02年10月～令和03年09月</p> <p>土木一式工事 15,000千円 うち元請 11,000千円</p>	<p>土木一式工事 10,000千円 うち元請 10,000千円 とび・土工・コンクリート工事 5,000千円 うち元請 1,000千円</p>
<p>（前審査対象事業年度） 令和01年10月～令和02年09月</p> <p>土木一式工事 12,000千円 うち元請 12,000千円</p>	<p>土木一式工事 12,000千円 うち元請 12,000千円 とび・土工・コンクリート工事 0千円 うち元請 0千円</p>
<p>（前々審査対象事業年度） 平成30年10月～令和01年09月</p> <p>土木一式工事 0千円 うち元請 0千円</p>	<p>土木一式工事 0千円 うち元請 0千円 とび・土工・コンクリート工事 0千円 うち元請 0千円</p>

積み上げ後の完成工事高を、審査対象事業年度ごとに記入する。うち元請の額も記入する。各審査対象事業年度の期間も記入する。

左に含める完成工事高を、審査対象事業年度ごとに記入する。うち元請の額も記入する。

積み上げる完成工事高が0であっても、業種・完成工事高ともに記載すること。（合計額が0でも記載）

積み上げ工種は全年統一すること。

記入をお忘れなく！

申請者
(株)

（積み上げ申請については、103～105頁を参照のこと。）
 （決算期変更等の事情がある場合の記載例は本説明書「V参考 2 決算期変更等の事情がある場合の申請書記載方法について」（98項）を参照）
 （当該事業年度に完成工事高が無くても積み上げ申請をする場合は提出が必要です。）

4 技術職員名簿（2005 帳票）

【記載要領】

- 1 この名簿は、審査基準日以前6ヶ月を超える期間在籍する技術職員（建設業法施行規則第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限るものとする。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2つまでとする。

また、技術職員名簿は生年月日の遅い者から順に記載し、生年月日が同日の場合は氏名の五十音順に記入すること。

※申請業種ではない業種コードを記入しても加算されないので留意すること。

また、申請業種に対応する資格が無い技術職員は記入しないこと。

- 2 カラムに記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□ □ 1 2 のように右詰めで記入すること。
- 3 8 1「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば0 0 3、12枚目であれば0 1 2のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「新規掲載者」の欄は、前審査基準日までの技術職員名簿に記載の無かった技術職員に○を記入すること。前審査基準日に経営事項審査を受けていない場合は、審査基準日から遡って一年の間に新たに技術職員として記載できるようになった者に○を記入すること。
- 5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。なお、「年齢の計算に関する法律」に基づき、誕生日の前日に満年齢が上がることとする。
- 6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 7 「有資格区分コード」の欄は、審査基準日時点において技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて51頁～54頁の一覧表の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 8 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、審査基準日時点において建設業法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、建設業法第26条の6から第26条の8までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（又は平成16年2月29日以前の指定講習（平成17年3月1日改正前の建設業法第27条の18第4項の規定により国土交通大臣が指定する講習をいう。以下同じ。）の有効期間内に審査基準日が含まれる場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

- 9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。(審査基準日時点の状況に基づき記載すること。)
- 10 「CPD 単位取得数」の欄は、各技術者が CPD 認定団体によって認定された単位数を、CPD 認定団体ごとの定数で除し、30 を乗じた数を記載すること。※詳細は 71 頁を参照
- 11 本帳票の右下隅に、申請者の商号又は名称を記入すること。(2 枚以上の場合も全てに記入。)

注 意

- 1 経営事項審査では、職員の常勤性を、①健康保険及び厚生年金保険(以下「社会保険」という。)の加入状況等、②賃金の支給状況の組み合わせで確認します。①については、『その他の審査項目(社会性等)(20004 帳票)』の「健康保険加入の有無(項番 4 2)」、「厚生年金保険加入の有無(項番 4 3)」がいずれも「無」又は「適用除外」の場合は、代替として住民税特別徴収税額通知書、建設業許可申請書副本(経營業務の管理責任者・専任技術者・令第 3 条の使用人を確認。)、所得税の確定申告書(個人事業主のみ。事業専従者を確認。)のいずれかを提出してください。
- なお、上記で確認の取れる者であっても、以下の者は常勤の職員として該当しないこととなりますので、御注意ください。
- (1) パート、アルバイトなど期間を定めて雇用されている者
- (2) 農閑期における農家からの出稼ぎの者など季節的に雇用されている者
- 2 技術者が高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の対象者の場合、雇用期間が限定されていても、証明する書類の提出により認めるものとする。
- 3 他社からの出向職員については、出向協定書(基本協定及び出向命令書(期間記載のもの)、社会保険被保険者標準報酬決定通知書等及び源泉徴収簿により常勤性を確認します。
- 4 社会保険の被扶養者の方は技術職員名簿に記載することはできません。

【必要書類】

経営事項審査申請に「必要な書類一覧」の下記の書類を提出する。

番号		書類名	参考頁
2 3	必須提出	前回受けた経営事項審査申請書の副本一式	1 7
2 6	必須提出	技術職員の資格を証する書類	2 0
2 7	選択提出	技術職員の生年月日を証する書類	2 0
2 8	必須提出	給与所得の源泉徴収簿(個人事業主の場合は、青色・白色申告決算書)	2 1
29~31	選択提出	健康保険及び厚生年金保険加入の場合、いずれか選択	2 1
3 2	選択提出	住民税特別徴収税額通知書	2 1
8 5	選択提出	継続雇用制度の対象者であることを証する書類	2 9

(参 考)

建設業法第7条第2号

- イ 学校教育法に基づく学校（大学、高等専門学校、高等学校）の指定学科を卒業した後、同学科に関連する工事に関し、一定期間（大学3年、高専3年、高校5年）以上の実務経験を有する者
⇒コード番号001
- ロ いずれかの建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する者
⇒コード番号002
- ハ 一定の資格（建築士、土木施工管理技士等）を有する者

建設業法第15条第2号

- イ 国土交通大臣が定めた検定等に合格した者又は免許を有する者
- ロ 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、元請で4,500万円以上の工事に関して、2年以上の指導監督的な実務経験を有する者
- ハ 国土交通大臣が同号イ又はロと同等の能力を有すると認定した者

⇒イと同等はコード番号003

ロと同等はコード番号004

（建設業法第7条第2号イに該当する技術者とは、下記Bの学科を卒業後Aの工事業の実務経験が大学で3年、高専で3年、高校で5年以上ある者をいいます。）

建 具 工 事 業	さ く 井 工 事 業	造 園 工 事 業	熱 絶 縁 工 事 業	消 防 施 設 工 事 業	機 械 器 具 設 置 工 事 業	防 水 工 事 業	板 金 工 事 業	し ゆ ん せ つ 工 事 業	鉄 筋 工 事 業	鋼 構 造 物 工 事 業	清 掃 施 設 工 事 業	水 道 施 設 工 事 業	管 工 事 業	電 気 通 信 工 事 業	電 気 工 事 業	解 体 工 事 業	塗 装 工 事 業	ブ ロ ック 工 事 業	タ イル ・ れ ん が ・ 工 事 業	屋 根 工 事 業	石 工 事 業	と び ・ 土 工 事 業	左 官 工 事 業	内 装 仕 上 工 事 業	ガ ラ ス 工 事 業	大 工 工 事 業	建 築 工 事 業	舗 装 工 事 業	土 木 工 事 業	A		
建築学又は機械工学に関する学科	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科	土木工学、建築学又は電気工学に関する学科	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科	建築学又は機械工学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	建築学又は機械工学に関する学科	土木工学又は機械工学に関する学科	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	電気工学又は電気通信工学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	B

注 意

- ・建設業法第7条第2号イに該当する技術者については、該当する学校の指定学科を卒業したことを証する書面（卒業証書等）（写し可）を提出してください。
- ・有資格者区分コード099（例：学校教育法による所定学科を修めて専門学校を卒業後、専門学校（1年制）にあっては5年以上、専門学校（2年制以上）にあっては3年以上、評価を受けようとしている建設業に関する実務の経験をしている者）を使用する場合は、「001及び002資格の技術職員名簿一覧表」に記載するのではなく、実務経験証明書（建設業法施行規則別記様式第9号）を作成してください。なお、専門学校卒業の方で高度専門士・専門士の方は称号が確認できる証明書の提出が必要です。
- ・実務経験の緩和措置を適用する場合の有資格者区分コードは099となります。

コード	資格	区分
301	土木工事業について1級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	
302	建築工事業	
303	大工事業	
304	左官工事業	
305	とび・土工事業	
306	石工事業	
307	屋根工事業	
308	電気工事業	
309	管工事業	
310	タイル・れんが・ブロック工事業	
311	鋼構造物工事業	
312	鉄筋工事業	
313	舗装工事業	
314	しゅんせつ工事業	
315	板金工事業	
316	ガラス工事業	
317	塗装工事業	
318	防水工事業	
319	内装仕上工事業	
320	機械器具設置工事業	
321	熱絶縁工事業	
322	電気通信工事業	
323	造園工事業	
324	さく井工事業	
325	建具工事業	
326	水道施設工事業	
327	消防施設工事業	
328	清掃施設工事業	
329	解体工事業	
401	土木工事業について2級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	
402	建築工事業	
403	大工事業	
404	とび・土工事業	
405	石工事業	
406	屋根工事業	
407	電気工事業	
408	管工事業	
409	タイル・れんが・ブロック工事業	
410	鋼構造物工事業	
411	鉄筋工事業	
412	舗装工事業	
413	しゅんせつ工事業	
414	板金工事業	
415	ガラス工事業	
416	塗装工事業	
417	防水工事業	
418	内装仕上工事業	
419	機械器具設置工事業	
420	熱絶縁工事業	
421	電気通信工事業	
422	造園工事業	
423	さく井工事業	
424	建具工事業	
425	水道施設工事業	
426	消防施設工事業	
427	清掃施設工事業	
428	解体工事業	
429		

コード	資格	区分
501	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当	
502	建築工事業	
503	大工事業	
504	左官工事業	
505	とび・土工事業	
506	石工事業	
507	屋根工事業	
508	電気工事業	
509	管工事業	
510	タイル・れんが・ブロック工事業	
511	鋼構造物工事業	
512	鉄筋工事業	
513	舗装工事業	
514	しゅんせつ工事業	
515	板金工事業	
516	ガラス工事業	
517	塗装工事業	
518	防水工事業	
519	内装仕上工事業	
520	機械器具設置工事業	
521	熱絶縁工事業	
522	電気通信工事業	
523	造園工事業	
524	さく井工事業	
525	建具工事業	
526	水道施設工事業	
527	消防施設工事業	
528	清掃施設工事業	
529	解体工事業	

601	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的な能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
-----	--

備考

- 1 級技術者…法第15条第2号イに該当する者
- 2 級技術者…法第27条第1項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによつて直ちに法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付(以下「免状等」という。)で当該免許を受けけることによつて直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて1級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者
- その他の技術者…法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び2級登録基幹技能者講習を修了した者…第16条の3第2項第2号の登録を受けた講習を終了した者で1級技術者以外の者

別紙二（技術職員名簿）の記載例

(用紙A4)
20005

技術職員名簿

技術者は生年月日の遅い者順に記入

ページ数を記入する
技術者数が多く2枚目以上には渡る場合は2枚目以降は「002」、「003」...と記入する

頁数 81
項番 001

通番	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分	講習受講	業種コード	有資格区分	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	千葉 一郎	昭和63年10月1日	34	8201	1131	1	1311	31	1	第000000000001号	0
2	船橋 太郎	昭和59年10月2日	37	8201	0022						5
3	松戸 五郎	昭和25年3月2日	72	8201	2142	0	9129	1	1	第000122300001号	6
4				82							
5											
6											
7											
8											
9				82							
10	以下にあてはまる技術職員につき○を記入する										
11	前審査基準日までの技術職員名簿に記載のない者										
12	又は										
13	審査基準日前一年の間に新たに技術職員として記載できるようになった者										
14											
15											
16											
17				82							
18											
19	※この名簿に記入した技術者の人数は、経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書(20001帳票)の項番19に記入した技術職員数と必ず一致していなければなりません										
20											
21											
22											
23				82							
24											
25											
26											
27											
28				82							
29	業種コードが経審申請業種でない場合は加点の対象となりません また、申請業種に対応する資格が無い技術職員は記入できません										
30											

審査基準日時点の満年齢を記入
「年齢の計算に関する法律」により、誕生日の前日に一歳年をとると考える
審査基準日：令和4年9月30日の場合
昭和63年10月1日生→9月30日に34歳になる→34歳と記入
昭和59年10月2日生→10月1日に38歳になる→37歳と記入

監理技術者資格者証の交付番号を記入する
審査基準日時点において、有効期限を超過している場合又は所属建設業者の欄が申請建設業者名と一致していない場合は記載不可

技術職員1人につき2業種のみ申請可
(2業種の考え方)
・ 1資格から2業種選択でもOK
例：土木施工管理技士→土木・ほ装
この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入
・ 2資格から1業種ずつ選択でもOK
例：土木施工管理技士・建築施工管理技士→土木・建築
※1業種につき1資格のみ申請可
・ 1つの業種に対し、2つの資格を申請することは不可。
例：電気→電気施工管理技士 ○
電気→電気施工管理技士・電気工事士 ×

「講習受講」欄について
申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入
① 建設業法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当)
② 建設業法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けていること
③ 建設業法第26条の6から8の規定による講習の有効期間に基準日が含まれること

「CPD単位取得数」欄について
技術職員が基準日以前1年間の間に、CPD認定団体によって認定された単位数を、CPD認定団体ごとの定数で除し、30を乗じた数値を記載してください。(小数点以下切り捨て)
※記載できるのは、いずれかの一団体分のみ
※計算の結果記載する単位数は各技術者ごとに上限30とし、30を超えた場合は30とする。

記入をお忘れなく!

申請者 経審建設工業(株)

5 その他の審査項目（社会性等）（2004 帳票）

【記載要領】・・・必要書類の□番号は、「必要な書類一覧」（14 ページ～）の番号です。

1 カラムに記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□□**1****2**のように右詰めで記入すること。

2 **4** **1** 「雇用保険加入の有無」

① 雇用保険に加入している場合は、「1」を記入する。

必要書類：	3 3	労働保険概算・確定申告書 及び 領収書（口座振替の場合は通帳の写しでも可） （労働基準監督署に申告の場合）
	3 4	労働保険納入通知書 及び 領収書（口座振替の場合は通帳の写しでも可） （組合等を通じて加入の場合）

② 適用事業であるにもかかわらず加入していない場合は、「2」を記入する。

③ 従業員が1人も雇用されていない場合（役員のみ）又は同居親族で構成されているなど、雇用保険の適用が除外されている場合は、「3」を記入する。

※ 申請者が全員出向者で構成されている場合は、出向元で加入しているのであれば『適用除外』となるため「3」と記載する。この場合には、出向契約書等ともに出向元で雇用保険に加入していることが確認できる書類が必要となる。

3 **4** **2** 「健康保険加入の有無」

① 従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は、「1」を、行っていない場合は「2」を記載する。

② 従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外されている場合は、「3」を記入する。

※1 健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険組合に加入している場合は、健康保険については、『適用除外』となるため「3」と記載する。（減点の対象にはなりません。）

※2 申請者が全員出向者で構成されている場合は、出向元で加入しているのであれば『適用除外』となるため「3」と記載する。この場合には、出向契約書等ともに出向元で社会保険に加入していることが確認できる書類が必要となる。

必要書類：	3 5	健康保険等の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書
-------	------------	----------------------------

4 **4** **3** 「厚生年金保険加入の有無」

① 従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を記載する。

② 従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外されている場合は、「3」を記入する。

必要書類：	3 6	厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書
-------	------------	----------------------

5 **4** **4** 「建設業退職金共済制度加入の有無」

審査基準日において、勤労者退職金共済機構と特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

特定業種退職金共済契約を締結していても、これを履行していないため、勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部から加入・履行証明書が発行されない場合は、「2」を記入すること。

必要書類：	3 7	勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部の発行する 加入・履行証明書 （経営事項審査申請用に限る。）により確認します。
-------	------------	---

☆独立行政法人勤労者退職金共済機構建退共千葉県支部 Tel 043-246-7379

6 **4** **5** 「退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無」

① 審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。

(1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。(退職金規定の中で建退共、中退共からの支給は不可)

※退職一時金制度は全ての職員を対象としている必要があり、一部の職員のみが対象となっているものは加対象になりません。

※就業規則で建退共、中退共からの支給となっているものは不可。また、下記の例のように、建退共、中退共の支給と自社の支給が混在しているものも不可。

(例1) 一部の職員は建退共の支給のみで、残りの職員は自社の原資による支給

(例2) 条件を満たした職員は建退共の支給のみ、残りの職員は自社の原資による支給

(2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること (中小企業退職金共済など)。

(3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。

(4) 厚生年金基金が設立されていること。

(5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。

(6) 確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金が導入されていること。

(7) 確定拠出年金法に規定する企業型年金が導入されていること。

※(独) 中小企業基盤整備機構(中小機構)の「小規模企業共済」は対象外です。

必要書類：**38** (1) にあつては、労働協約、就業規則若しくは退職金規則(常時10人以上の労働者を使用している場合には、労働基準監督署の受付印のあるもの)により確認します。

39 (2) 及び(3) にあつては、勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部若しくは特定退職金共済団体の発行する加入証明書又は共済契約書により確認します。

40 (4) にあつては、厚生年金基金の発行する加入証明書により確認します。

41 (5) にあつては、適格退職年金の契約書により確認します。

42 (6) にあつては、企業年金基金の発行する加入証明書(基金型企業年金の場合)、資産管理運用機関の発行する加入証明書(規約型企業年金の場合)により確認します。

43 (7) にあつては、確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書により確認します。

7 **4** **6** 「法定外労働災害補償制度加入の有無」

(1) 審査基準日において、

労働(労働災害補償)保険(いわゆる政府労災保険)に加入していて(適用除外の場合、特別加入に入っていることが必要)、かつ、

- ・(公財) 建設業福祉共済団
- ・(一社) 全国建設業労災互助会
- ・全日本火災共済協同組合連合会
- ・(一社) 全国労働保険事務組合連合会
- ・民間保険会社等
- ・中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき共済事業を行うもの

との間で、労働者災害補償保険法に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害(下

請負人に係るものを含む。)に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

なお、この法定外労働災害補償制度の要件としては、次の4つの要件を満たしていることが必要である。

- ① 業務災害と通勤災害のいずれも保険給付の対象としていること。
- ② 直接の使用関係にある職員及び下請負人 (数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべてを保険給付の対象としていること。(従って、記名式の制度はこの要件を満たさない。)
- ③ 少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害のすべてを保険給付の対象としていること。
- ④ 共同企業体による工事及び海外工事を除くすべての工事現場の災害を保険給付の対象としていること。 (工事現場ごとに加入する制度はこの要件を満たさない。)

また、いわゆる団体加入の場合は個々の事業主は法律上の保険契約者とはなりません、実質上保険会社との間で契約を締結しているものとみなします。

※上記4要件が明確に記載されている必要があります。(他の文言等で推測できる等は不可)

必要書類： 次により確認します。

- (公財) 建設業福祉共済団 ⇒ **46** 建設労災補償共済制度加入証明書
 - (一社) 全国建設業労災互助会 ⇒ **47** 全国建設業労災互助会加入証明書
 - 全日本火災共済協同組合連合会 ⇒ **48** 労働災害補償共済契約加入者証書
 - (一社) 全国労働保険事務組合連合会 ⇒ **49** 労保連労働災害共済加入証明書
 - 保険会社 ⇒ **50** 前記①から④の要件が確認できる 保険証券又は加入証明書
 - 建設業者団体等 ⇒ **51** 建設業者団体等 (民法 34 条の公益法人であるものに限る。)が発行する団体保険制度への加入を証明する書類又は保険会社が発行する団体保険制度への加入を証明する書類 (申請者の名称が確認できるもの。) で、前記①から④の要件を確認できるもの。
 - 中小企業等協同組合法に基づき共済事業を行うもの ⇒ 前記①から④の要件が確認できる 保険証券又は加入証明書
- ※ 審査基準日現在の加入状況を確認しますので、証書や証明書は期間に審査基準日が入っているものをお持ちください。

44 **45** なお、併せて、上記のいずれの場合も、審査基準日を含む年度の政府の労働災害補償保険料を納付したことを証する書面も確認します。(領収書 (口座振替の場合は通帳の写し等でも可) 及び労働保険概算・確定申告書) この政府労災の確認については、組合等を通じて加入している場合は、組合等から発行される納入通知書及び領収書により確認します。

8 **47** 「若年技術者の継続的な育成及び確保」

47 「若年技術者の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において満 35 歳未満 (*35 歳は含まない) の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の 15% 以上である場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入すること。

「技術職員数」の欄には、様式第 25 号の 11 別紙 2 の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満 35 歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し記載すること。この「若年技術職員の割合」が 15% 以上であれば「1」を、15% 未満であれば「2」を記入する。

9 **4 8 「新規若年技術職員の育成及び確保」**

4 8 「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において満35歳未満の技術職員のうち、審査基準日1年以内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1%以上である場合は「1」を、そうでない場合は「2」を記入すること。

「新規若年技術職員数」の欄には、様式第25号の11別紙2の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、かつ、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」の欄には、「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。この「新規若年技術職員数の割合」が1%以上であれば「1」を、1%未満であれば「2」を記入する。

10 **4 9 「CPD単位取得数・技術者数」**

4 9 「CPD単位取得数」は別紙二「技術職員名簿」に記載した各技術者ごとのCPD単位数及び別紙様式第4号「CPD単位を取得した技術職員名簿」に記載した技術者（2級技士補等）のCPD単位数の合計を記載すること。なお、記載するCPD単位数は各技術者が認定されたCPD単位数をCPD認定機関の定数で除し、30を乗じた数字とする。

「技術者数」は第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の1次検定に合格した者（第18条の3第2項第1号に規定されるものに該当する者を除く。）の数を記載すること。

11 **5 0 「技能レベル向上者数」**は、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上（レベル1からレベル2等）した者の数を記載すること。

「技能者数」は審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者は除く）の数となる。

4 9～5 0 必要書類： 5 3～5 7

12 **5 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」**

5 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」は、審査基準日時点で、えるぼし認定(1段階目)を取得している場合は「1」を、えるぼし認定(2段階目)を取得している場合は「2」を、えるぼし認定(3段階目)を取得している場合は「3」を、プラチナえるぼし認定を取得している場合は「4」を、該当がない場合は「5」を記入する。

13 **5 2 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」**

5 2 「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」は、審査基準日時点で、くるみん認定を取得している場合は「1」を、トライくるみん認定を取得している場合は「2」を、プラチナくるみん認定を取得している場合は「3」を、該当がない場合は「4」を記入する。

14 **5 3 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」**

5 3 「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」は、審査基準日時点で、ユースエール認定の該当がある場合は「1」を、該当がない場合は「2」を記入する。

5 1～5 3 必要書類： 5 7～5 9 各認定の取得を証する書類

- 15

5	4
5	4

 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」

5	4
---	---

 「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」は、審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合は「1」を、審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合は「2」を、該当がない場合は「3」を記入する。

【審査対象工事】

①～③を除く 審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令で定める軽微な工事※1
- ③ 災害応急工事※2

※1 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円に満たない工事
建築一式工事のうち面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事

※2 防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事

【該当措置】

①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS 上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法※で CCUS 上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

※ 直接入力によらない方法

就業履歴データ登録標準 API 連携認定システム(<https://www.auth.ccus.jp/p/requirements>)により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

注意1：審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない。

注意2：適用は審査基準日が令和5年8月14日以降の申請

16 | | | |---|---| | 5 | 5 | |---|---| 「営業年数」

- ① 初めて建設業の許可(登録)を受けた年月日から審査基準日までの年数を記載すること。1年未満の端数は、切捨てとする。
- ② 営業の同一性を失うことなく個人事業者が法人化した場合や個人事業者の承継の場合は、個人のときの営業年数を通算として計上できるものとする。なお、この場合には、営業の同一性を確認できる書類として、前回の申請書類(控え)に加え、前期の確定申告書などが必要となる。
- ③ 休業していた期間や許可切れになっていた期間がある場合は、その期間を「休業等期間」の欄に記入し、その期間を営業期間から差し引いて記載すること。
- ④ 民事再生法又は会社更生法の適用を受けている場合 (

5	6
---	---

 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」に関連する)、下記のとおり記入すること。
 - ・再生手続又は更生手続期間中は、通常通り審査基準日までの年数を記載する。
 - ・再生手続終結又は更生手続終結が行われた場合、再生手続終結日又は更生手続日から審査基準日までの年数を記載すること。1年未満の端数は、切捨てとする。

17 **5** **6** 「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」

① 平成23年4月1日以降、審査基準日までに民事再生法における再生手続開始決定、又は、会社更生法における更生手続開始決定がされている場合、「1」を記載すること。

※なお、私的整理は対象外とする。

② 該当しない場合は、「2」を記載すること。

③ 現在手続期間中、終結決定後に係わらず、平成23年4月1日以降に再生手続又は更生手続を行った場合、再生手続又は更生手続開始決定日、再生計画又は更生計画認可日及び再生手続又は更生手続終結日を記載すること。

※なお、再生手続又は更生手続期間中で、終結されていない若しくは計画認可されていない場合は、日付欄は空欄とする。

必要書類：**6 2** 次により確認します。

- 手続の開始決定日は、裁判所から送付される手続開始決定通知書の写し。
- 手続の計画認可日は、裁判所から送付される計画認可通知書の写し。
- 手続の終結決定日は、手続終結を受けたことを証する書面。(官報公告の写し等)

18 **5** **7** 「防災協定の締結の有無」

① 審査基準日において、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で、防災活動における建設業者の防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。

※「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人を指し、主に国の関連機関である。したがって、市町村の外郭団体（財団など）はこの特殊法人に該当しない。

※加点の対象となる防災協定は、有事の際に優先的に防災活動を行うという様な一定の義務を課しているものとなる。ボランティア活動的なものは対象外となる。

必要書類： 次により確認します。なお、この確認書類は提出してください。

- **6 3** 国、特殊法人等又は地方公共団体との間で、直接防災活動に関する協定を締結している場合は、当該協定書（写し）
- **6 4** 申請者が加入している団体が地方公共団体等と防災活動に関する協定を結んでいる場合は、加入していること及び防災活動に従事していることが証明できる証明書【審査基準日を記載し、発行日の記載がある場合には、発行日が申請日前3か月以内に発行された原本】

19 **5** **8** 「営業停止処分の有無」

審査基準日前一年の間に、建設業法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。(入札参加資格申請における指名停止措置ではないことに注意。)

※ 営業停止処分年月日の属する審査対象事業年度が対象となる。

必要書類：**6 5** 建設業法違反による営業停止命令書

20 **5** **9** 「指示処分の有無」

審査基準日前一年の間に、建設業法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。

※ 指示処分年月日の属する審査対象事業年度が対象となる。

必要書類：**6 5** 建設業法違反による指示書

21 **6** **0** 「監査の受審状況」

- ① 審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を記入すること。
(監査役ではない)
- ② 審査基準日において、会計参与の設置を行っている場合は「2」を記入すること。
- ③ 常勤の役職員のうち、経理実務の責任者であって、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験(及び平成17年度までの国土交通大臣認定の一級建設業経理事務士検定試験)の合格者 (**5** **3** 「公認会計士等の数」に計上した者) が「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自らの署名を付したものを提出する場合は「3」を記入すること。

※経理事務を外部の税理士等に依頼している場合は「4」となります。

- ④ いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。

必要書類： 次により確認します。なお、この確認書類は提出してください。

- **6** **6** 会計監査人の設置を行っている場合は、監査報告書(写し)
 - **6** **7** 会計参与の設置を行っている場合は、会計参与報告書(写し)
 - **6** **8** 常勤の役職員のうち、経理実務の責任者であって、公認会計士及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験(及び平成17年度までの国土交通大臣認定の一級建設業経理事務士検定試験)の合格者等 (**5** **3** 「公認会計士等の数」に計上した者) が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出する場合は、その書類(原本)
- ※ 「経理処理の適正を確認した旨の書類」の様式は、千葉県県土整備部建設・不動産業課ホームページに掲載しています。

22 **6** **1** 「公認会計士等の数」

常勤の役職員のうち、公認会計士及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験(及び平成17年度までの国土交通大臣認定の一級建設業経理事務士検定試験)の合格者等の人数の合計を記入すること。(審査基準日時点の人数)

必要書類：**2** **8** ～ **3** **1** ○ 公認会計士及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者にあつては、その資格を証する免状等の写し等

6 **9**

- 一級登録経理試験等の合格者にあつては、(財)建設業振興基金の発行した合格証書の写し、合格証明書の原本又は講習の終了証等(合格または受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していないこと)なお、上記のいずれに該当する者についても、審査基準日現在での常勤性の確認を行います。

※詳細は76ページを参照

23 **6** **2** 「二級登録経理試験合格者の数」

常勤の役職員のうち、二級登録経理試験(及び平成17年度までの国土交通大臣認定の二級建設業経理事務士検定試験)の合格者等の人数を記入すること。(**5** **3** 「公認会計士等の数」に計上した者は除く。)(審査基準日時点の人数)

必要書類：**2** **8** ～ **3** **1**

6 **9**

- (財)建設業振興基金の発行した合格証書の写し、合格証明書の原本又は講習の終了証等。(合格または受講した年度の翌年度の開始の日から5年経過していないこと)なお、審査基準日現在での常勤性の確認を行います。

※詳細は76ページを参照

24 **6** **3** 「研究開発費（2期平均）」

- ① [会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。](#)
- ② 会計監査人設置会社で、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。
- ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

必要書類：**70** 次により確認します。

- 建設業法施行規則別記様式第17号の2注記表又はこれに準ずる書類

25 **6** **4** 「建設機械の所有及びリース台数」

- ① 審査基準日において、建設機械抵当法施行令 別表に規定される『建設機械』のうち、

・[ショベル系掘削機械](#)

ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの

・[ブルドーザー](#)

自重3トン以上のもの

・[トラクターショベル](#)

バケット容量が0.4立方メートル以上のもの

・[モーターグレーダー](#)

自重5トン以上のもの

・[移動式クレーン](#)

つり上げ荷重が3トン以上のもの

・[大型ダンプ車（自家用・営業用）](#)

車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で、事業の種類として建設業を届け出ており、表示番号の指定を受けているもの

・[ダンプ（土砂の運搬が可能な全てのダンプ）](#)

自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車。

なお、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両においては、加点対象としない。

・[締固め用機械](#)

ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー

※ハンドガイドローラー（移動用エンジンにより自走可能なもの）はロードローラーの一種であるため、加点対象となります。

・[解体用機械](#)

ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

・[高所作業車](#)

作業床の高さ2m以上のもの

を[所有している台数](#)及び、[審査基準日から1年7ヶ月を経過する日以降まで使用期間の定めがあるリース契約が締結されている台数](#)をカラムに記載する。

- ② 対象となる建設機械については、労働安全衛生法及び道路運送車両法等に基づいて義務付けられている『特定自主検査』、『性能検査』、『自動車検査』の対象機械とし、『特定自主検査』の対象機械においては審査基準日前1年以内に検査を行っていること、『性能検査』及び『自動車検査』の対象機械においては審査基準日が検査証の有効期間内であることにより、建設機械が正常に稼動する状態であると確認できることが必須となる。

※なお、各検査証等により確認できる機種等は、原則として下記のものとする。

○特定自主検査記録表

- ・ブル・ドーザー
- ・トラクター・ショベル（クローラ式）
- ・トラクター・ショベル（ホイール式）
- ・油圧ショベル（クローラ式）
- ・油圧ショベル（ホイール式）
- ・クレーン機能付油圧ショベル（クローラ式）
- ・共通機体（油圧式又は機械式）＋ ジブ・リーダー・ワイヤーロープ ＋ クラムシェル（クラムシェルの場合、上記3種類の点検表が必要となる。）
- ・モーター・グレーダ
- ・締固め用機械
- ・解体用機械
- ・高所作業車

○移動式クレーン検査証

- ・移動式クレーン

○自動車検査証

- ・大型ダンプ車
- ・ダンプ(土砂の運搬が可能な全てのダンプ)

※なお、加点対象となる台数は15台までです。16台以上申請されても点数は変わりません。

必要書類： 申請書等である「建設機械の保有一覧表」に記載のある建設機械について、特定自主検査記録表等及び所有（リース契約）を証明する書類により確認します。

- **6** 建設機械の保有状況一覧表
 - ・2部作成し、提出すること。（受付後、1部返却、次回の申請時に提出）
- **7 1** 特定自主検査記録表
 - ・審査基準日前1年以内に点検を実施していること。
 - ・機種が加点対象となるショベル系掘削機械・ブルドーザー・モーターグレーダー・トラクターショベルであること。
 - ・使用者が申請者、前所有者又は所有者（リース契約の場合）であること。
 - ・新車購入（リースの場合も）から1年以内は、メーカーが発行する特定自主検査実施時期証明書等（写し）を提出すること。
- **7 2** 移動式クレーン検査証
 - ・審査基準日が有効期間内に含まれるもの。

☆特定自主検査及び記録表についての問い合わせ先
社団法人 建設荷役車両安全技術協会 千葉県支部 TEL043-245-9926

☆移動式クレーン検査証についての問い合わせ先
都道府県労働局又は登録性能検査機関
- **7 3** 自動車検査証
 - ・有効期間満了日が審査基準日以降になっていること。
 - ・所有者又は使用者の欄が申請者になっていること。

・大型ダンプ車については、備考欄で届け出の事業の種類が「建」となっており、表示番号を取得していること。

※なお、手書きによる加筆の場合には運輸支局等名小印が押印されていること。

○ 所有・リース契約を証明する書類

【所有を証明する書類】※型番・製造/車体番号が明確に記載されていることが必要。

- ・ **74** 売買契約書の写し（申請者が購入者となっている契約書）
- ・ **75** 建設機械打刻証明書又は建設機械打刻検認証明書の写し
（申請者が現在の所有者となっている場合に限る）
- ・ **76** 注文書、注文請書、購入依頼書などの写し
（申請者が申込者となっている書類に限る）
- ・ **77** 法人税又は所得税の確定申告書の別表 16 及び減価償却に係る明細表などの写し（明細等で、1台ごとの建設機械が確認できること）
- ・ **78** 過去3年間の特定自主検査記録表の写し
（3年間の使用者が申請者である場合に限る）

【リース契約を証明する書類】・・・すべて写し可

- ・ **79** リース契約書（賃貸借契約書、レンタル契約書）
（審査基準日から1年7ヶ月を経過する日以降まで使用期間の定めがあること）
リース期間が、審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する契約において、その契約の更新、延長及び建設機械の買取を予定している場合は、**82**「建設機械のリース契約に関する申出書」【**原本**】を提出することにより、審査基準日から1年7ヶ月を経過する日以降まで使用期間の定めがあることと相当するとみなす。
- ・ **80** 契約を締結したリース会社が発行するリース契約の証明書
（リース期間に関する記載があるものに限る）

※ 新規掲載の建設機械がある場合は、**81**建設機械の規格が確認できる書類（カタログ等）の提出も必要。（上記**74**～**80**の提出書類に規格の記載がある場合は提出不要。）

26 **6** **5** 「エコアクション21の認証の有無」

審査基準日時点で、エコアクション21の認証を受けている場合は「1」を、該当がない場合は「2」を記入する。※「認証・登録証」に「段階的認証」又は「サイト認証」と記載がある場合であって、かつ、認証範囲に建設業が含まれていない場合や一部の支店等に限られている場合には、加点対象としない。

27 **6** **6** 「ISO9001の登録の有無」

6 **7** 「ISO14001の登録の有無」

① 審査基準日において、ISO9001（品質管理）又は14001（環境管理）の認証を下記の要件を満たした上で受けている場合、「1」を記入する。

- ・（公財）日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001又は14001であること。
- ・ ISOの取得（認証）範囲に「建設業と認められる業務」が含まれていること。
- ・ ISOの取得（認証）範囲が特定の事業所単位での認証ではなく、会社単位での認証となっていること。

② ISO9001又は14001の認証を受けているが、上記の要件を満たしていない場合、ISO9001又は14001以外のみの認証を受けている場合、又はISOを取得していない場合は、「2」を記入する。

必要書類： **84** 審査登録機関の認証を証明する書類の写し（ISO認証登録証明書及び付属書など）※証明書が日本語以外の場合は和訳を添付すること

- 28 記入すべき割合（百分率）は、小数点第2位以下の端数を切り捨てて表示すること。
- 29 本帳票の右下隅に、申請者の商号又は名称を記入すること。

保険料納入告知額・領収済額通知書

3086

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日(納付期限)前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号	99999	事業所番号	99999
納付目的年月	平成29年 3月	納付期限	平成29年 5月 1日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
99999	99999	99999	
合計	額	額	円
			¥ 299,997

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

平成29年 2月	分	保険料	額	平成29年 3月 31日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定		
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金		
99999	99999	99999		
合計	額	額	円	
				¥ 299,997

平成29年 4月 20日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
(日本年金機構)

年金事

999-9999 千葉県 千葉市 中央区

千葉県 株式会社

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

(裏面へつづく)

審査基準日を含む日(決算日) となっているものが必要です。

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況		健康保険の被保険者の適用除外の承認を受けて全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険組合に加入している場合は、「3.適用除外」とする。		
雇用保険加入の有無	4 1 1 [1.有、2.無、3.適用除外]			
健康保険加入の有無	4 2 1 [1.有、2.無、3.適用除外]			
厚生年金保険加入の有無	4 3 1 [1.有、2.無、3.適用除外]			
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4 1 [1.有、2.無]	若年技術職員の割合(B/A)が15%以上の場合は「1」を、15%未満の場合は「2」を記入。	技術職員名簿(2005帳票)に記載されている職員の人数及び記載されている職員のうちあてはまる職員の人数を記入。	
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5 1 [1.有、2.無]			
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6 1 [1.有、2.無]			
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4 7 1 [1.該当、2.非該当]	新規若年技術職員の割合(C/A)が1%以上の場合は「1」を、1%未満の場合は「2」を記入。	小数点第2位以下を切り捨てる。	
新規若年技術職員の育成及び確保	4 8 1 [1.該当、2.非該当]			
CPD単位取得数	4 9 90 (単位)	技術者数 113 (人)		
技能レベル向上者数	5 0 1 (人)	技能者数 95 (人)	控除対象者数 150 (人)	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	5 1 1 [1.えるぼし認定(1段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]		項番49、50の記載方法は72ページをご覧ください。	
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	5 2 1 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]			
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5 3 1 [1.ユースエール認定、2.非該当]		建設業の許可又は登録を最初に受けた時から審査基準日までの年数を記入する。端数は切り捨てる。	
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5 4 1 [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]		休業期間、廃業期間、許可切れ期間等を記入する。組織変更、合併等を具体的に記入する。	
建設業の営業継続の状況		初めて許可(登録)を受けた年月日 平成 47年 9月 1日	休業等期間 年 月	備考(組織変更等) 昭和58年1月22日有限会社から株式会社へ変更
営業年数	5 5 47 (年)	再生手続又は更生手続開始決定日 令和 年 月 日	再生計画又は更生計画認可日 令和 年 月 日	再生手続又は更生手続最終決定日 令和 年 月 日
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 6 2 [1.有、2.無]			
防災活動への貢献の状況		民事再生法又は会社更生法の適用を受けている場合に「1」を記入。		
防災協定の締結の有無	5 7 1 [1.有、2.無]	再生・更生期間中か否かを問わず、改正後に適用を受けた場合記入。		
法令遵守の状況		審査対象年度に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入。		
営業停止処分の有無	5 8 2 [1.有、2.無]			
指示処分の有無	5 9 2 [1.有、2.無]			
建設業の経理の状況		「監査の受審状況」欄において「1」を記入した場合のみ、2期平均の額を記入、それ以外の場合は、「0」を記入。		
監査の受審状況	6 0 3 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]			
公認会計士等の数	6 1 1 (人)			
二級登録経理試験合格者等の数	6 2 2 (人)			
研究開発の状況		審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度	
研究開発費(2期平均)	6 3 0 (千円)	(千円)	(千円)	
建設機械の保有状況		対象となる建設機械の所有又はリース契約台数を記入。		
建設機械の所有及びリース台数	6 4 5 (台)			
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況		記入をお忘れなく!		
エコアクション21の認証の有無	6 5 1 [1.有、2.無]			
ISO9001の登録の有無	6 6 2 [1.有、2.無]			
ISO14001の登録の有無	6 7 1 [1.有、2.無]			

知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況
(W10)の確認資料について

いずれの確認資料も審査基準日時点での内容を審査しますので、内容が審査基準日に係るものをお持ちください。

項番 49 C P D 単位取得数

C P D 単位取得数は、建設業者に所属する技術者が審査基準日以前 1 年間に取得した C P D 単位の合計数となります。

【確認資料】令和 3 年国交省告示第 246 号別表第 18 に掲げる C P D 認定団体発行の証明書（写しの提出）

項番 49 技術者数

技術者数は、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補の数の合計となります。

技術職員名簿に記載のある者以外に C P D 単位を取得した技術者がいる場合は、「様式第 4 号 C P D 単位を取得した技術職員名簿」の提出が必要です。

【確認資料】「様式第 4 号 C P D 単位を取得した技術職員名簿」に記載した技術者の資格証（写しの提出）・合格証（写しの提出）及び基準日現在の常勤性が確認できる資料（P 2 1 の 2 8 及び 2 9 ~ 3 1 参照）

項番 50 技能レベル向上者数

技能レベル向上者数は、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上(レベル1からレベル2等)した者の数となります。なお、認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査します。

【確認資料】審査基準日以前3年間にレベル2以上の評価を受けた「能力評価(レベル判定)結果通知書」(写しの提出)

項番 50 技能者数

技能者数は、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者(監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者は除く)の数となります。「様式第5号 技能者名簿」の提出が必要です。

【確認資料】技能者が記載されている審査基準日以前3年間に稼働していた工事の作業員名簿及び基準日現在の常勤性が確認できる資料(P21の28及び29~31参照)

項番 50 控除対象者数

控除対象者数は、審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者の数とする。

【確認資料】審査基準日の3年前の日以前にレベル4評価を受けた「能力評価(レベル判定)結果通知書」(写しの提出)

技術職員名簿

頁 項番 数 8 1 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		千葉 一郎	昭和61年 10月 1日	31	8 2 0 1	1 1 3	1	1 3	1 1 3	1	第 _ _ _ 号	28
2	○	船橋 太郎	昭和57年 10月 2日	34	8 2 0 1	0 0 2	2					
3		松戸 五郎	昭和23年 3月 2日	69	8 2 0 1	2 1 4	2 0 9	1 2 9	1		第〇〇〇号	30
4	<p>(例)「公益社団法人地盤工学会」によって48単位の取得を認定された場合、 $48(\text{単位}) \div 50(\text{告示別表第18の右欄に掲げられている数値}) \times 30 = 28.8$ しかし、計算された各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨て「28」となる。</p>											
5			年 月 日		8 2							
6			年 月 日		8 2							
7			年 月 日		8 2							
8			年 月 日		8 2							
9			年 月 日		8 2							
10	<p>(例)「一般財団法人建設業振興基金」によって18単位の取得を認定された場合、 $18(\text{単位}) \div 12(\text{告示別表第18の右欄に掲げられている数値}) \times 30 = 45.0$ しかし、各技術者のCPD単位の上限は30のため、「30」となる。</p>											
11			年 月 日		8 2							
12			年 月 日		8 2							
13			年 月 日		8 2							
14			年 月 日		8 2							
15			年 月 日		8 2							
16			年 月 日		8 2							
17			年 月 日		8 2							
18			年 月 日		8 2							
19			年 月 日		8 2							
20			年 月 日		8 2							
21			年 月 日		8 2							
22			年 月 日		8 2							
23	<p>【その他留意事項】</p> <p>取得単位が「0」の場合は空欄でも可。</p> <p>審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象。</p> <p>単位の認定団体は、各人1団体まで。</p>											
24			年 月 日		8 2							
25			年 月 日		8 2							
26			年 月 日		8 2							
27			年 月 日		8 2							
28			年 月 日		8 2							
29			年 月 日		8 2							
30			年 月 日		8 2							

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

雇用保険加入の有無 (1.有、2.無、3.適用除外)

健康保険加入の有無 (1.有、2.無、3.適用除外)

厚生年金保険加入の有無 (1.有、2.無、3.適用除外)

建設業退職金共済制度加入の有無 (1.有、2.無)

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 (1.有、2.無)

別紙2「技術職員名簿」のみの場合はそのCPD単位の合計、様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」がある場合は、CPD単位の総計を記入。
 別紙2「技術職員名簿」と様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」の技術者数の合計を記入。

新規若年技術職員の育成及び確保 (1.該当、2.非該当)

CPD単位取得数 (単位) 技術者数 (人)

技能レベル向上者数 (人) 技能者数 (人) 控除対象者数 (人)

女性の職生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 (1.えるほし認定(1段階目)、2.えるほし認定(2段階目))

様式第5号「技能者名簿」の「レベル向上の有無」の欄に印が記載されている者の合計を記入。
 様式第5号「技能者名簿」に技能者として氏名を記載した者の合計を記入。
 様式第5号「技能者名簿」の「控除対象」の欄に印が記載されている者の合計を記入。

青少年の雇用促進に関する法律に基づく認定の状況 (1.ユースシール認定、2.非該当)

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 (1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当)

建設業の営業継続の状況

営業年数 (年)

初めて許可(登録)を受けた年月日 令和 年 月 日	休業等期間 年 月	備考(組織変更等)
------------------------------	--------------	-----------

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 (1.有、2.無)

再生手続又は更生手続開始決定日 令和 年 月 日	再生計画又は更生計画認可日 令和 年 月 日	再生手続又は更生手続終了決定日 令和 年 月 日
-----------------------------	---------------------------	-----------------------------

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 (1.有、2.無)

法令遵守の状況

営業停止処分の有無 (1.有、2.無)

指示処分の有無 (1.有、2.無)

建設業の経理の状況

監査の受審状況 (1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無)

公認会計士等の数 (人)

二級登録経理試験合格者等の数 (人)

研究開発の状況

研究開発費(2期平均) (千円)

審査対象事業年度 (千円)	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 (千円)
------------------	----------------------------

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 (台)

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無 (1.有、2.無)

ISO9001の登録の有無 (1.有、2.無)

ISO14001の登録の有無 (1.有、2.無)

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	地井場 勲	平成13年6月8日	28
2	市川 正巳	平成10年3月3日	30

CPD単位を取得し、技術職員名簿に記載ない方を記載する。

(例)「公益社団法人地盤工学会」によって48単位の取得を認定された場合、 $48(\text{単位}) \div 50(\text{告示別表第18の右欄に掲げられている数値}) \times 30 = 28.8$

しかし、計算された各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨て「28」となる。

(例)「一般財団法人建設業振興基金」によって18単位の取得を認定された場合、 $18(\text{単位}) \div 12(\text{告示別表第18の右欄に掲げられている数値}) \times 30 = 45.0$

しかし、各技術者のCPD単位の上限は30のため、「30」となる。

【その他留意事項】

取得単位が「0」の場合は空欄でも可。

審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象。

単位の認定団体は、各人1団体まで。

様式二「技術職員名簿」に記載した方が対象の場合、本様式は提出不要。

上記技術者が取得したCPD単位の合計 ()	58
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計 ()	58
CPD単位総計 (+)	116

別紙二「技術職員名簿」のCPD
単位取得数の合計を記入

項番49 CPD単位取得数

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくは八又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくは八に該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

こちらの様式4号には、二級技士補の方も記載することができます。

告示別表第 1 8

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

建設業の経理の状況(W5)に係る改正(対象者の条件変更)

公認会計士等に算入できる者(審査基準日時点)を以下の通りとします。

- 公認会計士であって、公認会計士法第 28 条の規定による研修を受講した者(公認会計士として登録されていることが前提)
- 税理士であって、所属税理士会が認定する研修を受講した者(税理士として登録されていることが前提)
- 1 級または 2 級登録経理試験に合格した年度の翌年度の開始の日から 5 年経過していない者
- 1 級または 2 級登録経理講習を受講した年度の翌年度の開始の日から 5 年経過していない者

H28 年度以前に 1 級又は 2 級の登録経理試験に合格した者であっても、令和 5 年 3 月末までの間は引き続き評価対象とします。

7 建設機械の保有状況一覧表の記載例
建設機械の保有状況一覧表

所在地
商号又は名称
代表者氏名
審査基準日

記入する年月日は和暦(平成又は令和)での
表記としてください。(H又はRでも可)

前審査基準日の一覧表と比較し、新規に掲載する
機械に を記入

千 葉 県 知 事 様

令和2年9月30日

No.	新規掲載	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号(大型ダンプ車)	種別又は規格	所有・リース の別	取得年月日 リース開始日	リース期間満了日 又は 有効期間満了日	検査実施年月日 又は 有効期間満了日
1		シヨベリ系掘削機 157カタンシヨ ベル・ブルドーザー・モーターグレーダー 移動式クレーン 大型ダンプ車、タンブ、締固め用機械、解体用機械、高所作業車	H 製作所	ZZ-99EFG	0123456	油圧ショベル (クローラ式)	自社所有	平成28年4月1日	令和3年3月30日	令和2年9月11日
2		シヨベリ系掘削機 157カタンシヨ ベル・ブルドーザー・モーターグレーダー 移動式クレーン 大型ダンプ車、タンブ、締固め用機械、解体用機械、高所作業車	K 建機	YY-0000	9876543	16トン	自社所有	平成19年11月23日		令和元年11月10日
3		シヨベリ系掘削機 157カタンシヨ ベル・ブルドーザー・モーターグレーダー 移動式クレーン 大型ダンプ車、タンブ、締固め用機械、解体用機械、高所作業車	B 自動車	XXX-AABB	品川 建 1234	最大積載量9,000kg	自社所有	平成22年1月21日		令和2年1月16日
		シヨベリ系掘削機 157カタンシヨ ベル・ブルドーザー・モーターグレーダー 大型ダンプ車、タンブ、締固め用機械、解体用機械、高所作業車	[シヨベリ系掘削機の場合] 油圧ショベル(ホイール式) 油圧ショベル(クローラ式) クレーン機能付油圧ショベル(クローラ式) クラムシエル のうち該当するものを選択				自社所有	リース終了日が審査 基準日から1年7ヶ月以 降にあること		年 月 日
		シヨベリ系掘削機 157カタンシヨ ベル・ブルドーザー・モーターグレーダー 大型ダンプ車、タンブ、締固め用機械、解体用機械、高所作業車	[トラクター・ショベルの場合] バケット容量を記入				自社所有	リース期間が審査基準日から1 年7ヶ月以内に終了する場合で その契約の更新、延長等を予 定している場合は「建設機械 のリース契約に関する申出書」 を正副2部提出する		年 月 日
		シヨベリ系掘削機 157カタンシヨ ベル・ブルドーザー・モーターグレーダー 大型ダンプ車、タンブ、締固め用機械、解体用機械、高所作業車	[ブルドーザー・モーターグレーダーの場合] 自重を記入				自社所有			年 月 日
		シヨベリ系掘削機 157カタンシヨ ベル・ブルドーザー・モーターグレーダー 大型ダンプ車、タンブ、締固め用機械、解体用機械、高所作業車	[移動式クレーンの場合] つり上げ高量を記入				自社所有			年 月 日
		シヨベリ系掘削機 157カタンシヨ ベル・ブルドーザー・モーターグレーダー 大型ダンプ車、タンブ、締固め用機械、解体用機械、高所作業車	[大型ダンプ車の場合] 車両総重量又は最大積載量を記入 (要件を満たす方を記入)				自社所有			年 月 日
		シヨベリ系掘削機 157カタンシヨ ベル・ブルドーザー・モーターグレーダー 大型ダンプ車、タンブ、締固め用機械、解体用機械、高所作業車	[タンブの場合] タンブ・ダンプフルトレラー・ダンプセミトレラーのうち該当するものを記入				自社所有			年 月 日
		シヨベリ系掘削機 157カタンシヨ ベル・ブルドーザー・モーターグレーダー 大型ダンプ車、タンブ、締固め用機械、解体用機械、高所作業車	[締固め用機械、解体用機械の場合] 締固め用機械: ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー 解体用機械: ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機 [高所作業車] 作業床の高さを記入				自社所有			年 月 日
		シヨベリ系掘削機 157カタンシヨ ベル・ブルドーザー・モーターグレーダー 大型ダンプ車、タンブ、締固め用機械、解体用機械、高所作業車					自社所有			年 月 日

建設機械の保有状況一覧表【記載要領】

項番「64」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。

「建設機械の種類」欄は、該当するものを丸で囲むこと。

「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

「ショベル系掘削機」にあつては、特定自主検査記録表に記載されている機種。(例：油圧ショベル(クローラ式))

「ブルドーザー」にあつては、自重。(例：3.89トン)

「トラクターショベル」にあつては、バケット容量。(例：1.2立方メートル)

「モーターグレーダー」にあつては、自重。(例：10.0トン)

「移動式クレーン」にあつては、つり上げ荷重。(例：7.0トン)

「大型ダンプ車」にあつては、最大積載量又は車両総重量。(例：最大積載量9,000kg)

「ダンプ」にあつては、ダンプ・ダンプフルトラクタラ・ダンプセミトラのうち該当するもの。なお、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両においては、加点対象としない。

「締固め用機械」にあつては、ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー

「解体用機械」にあつては、ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機

「高所作業車」にあつては、作業床の高さ。

「検査実施年月日又は有効期間満了日」の欄は、「ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー」にあつては特定自主検査の実施日を記入し、「移動式クレーン」にあつては製造時等検査又は性能検査の「大型ダンプ車」にあつては自動車検査証の有効期限を記入すること。

「所有・リースの別」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を で囲むこと。

「所有・リースの別」欄において「自社所有」を選択した場合は「取得年月日」を、「リース」を選択した場合は「リース開始日」及び「リース期間満了日」を記載すること。

記載例

建設機械のリース契約に関する申出書

所在地

商号又は名称

許可番号

代表者名

審査基準日 令和2年3月31日

下記の建設機械について、リース期間終了日が今回申請を行う経営事項審査の審査基準日から1年7ヶ月以内に終了しますが、これらの建設機械について、リース契約の更新、延長及び建設機械の買取を予定していることを申し出ます。

なお、この申出書に反し、リース契約の更新、延長及び建設機械の買取を行わなかった場合(ただし、廃車など止むを得ないと認められる場合は除く)は、今回の経営事項審査において虚偽の申請を行ったとして、建設業法に基づく監督処分を課されることを了承いたします。

記

メーカー名	型式	製造・車体番号	リース形態	リース期間	
日立	ZW145W-3	ZW145-00293	オペレーティングリース	H28.11.1 ~ R2.8.31	
CAT	950G	5MW01816	オペレーティングリース	H29.12.1 ~ R2.9.30	

リース終了日が、審査基準日から1年7ヶ月以内にあること

7 経営規模等評価申請等提出票

記載例

経営規模等評価申請等提出票

申請等の区分 (該当するものに印)	
<input type="checkbox"/>	経営規模等評価申請及び総合評定値請求
<input type="checkbox"/>	経営規模等評価申請
<input type="checkbox"/>	総合評定値請求
<input type="checkbox"/>	経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求
<input type="checkbox"/>	経営規模等評価再審査申立
<input type="checkbox"/>	経営規模等評価再審査申立(制度改正)及び総合評定値請求
<input type="checkbox"/>	経営規模等評価再審査申立(制度改正)

許可番号 <small>(「国土交通大臣・千葉県知事」については、不要のものを消すこと)</small>	国土交通大臣 千葉県知事 許可第 号
商号又は名称	(株)
審査基準日	令和 年 月 日

経営規模等 評価等対象 建設業 <small>(該当するものに印)</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 土木	建築	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック
	鋼構造物	鉄筋	<input checked="" type="checkbox"/> 舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置
	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体	

完成工事高積上の有無 <small>(該当するものに印)</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
---	---------------------------------------	----------------------------

他の業種に完成工事高を積み上げる業種は選択しないこと。

行政庁側記入欄

事務所 整理番号

□□ □□□□□□

(旧) □□ □□□□□□

(受付) □□ 年 □□ 月 □□ 日

受付印

8 実務経験証明書

1人の技術職員について、勤務先等の変更により証明者が異なる場合は証明者ごとに作成し、「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名、工事箇所等を具体的に記載することとし、少なくとも1年につき1件の工事を記入してください。

なお、2つ以上の業種について作成する場合、期間を重複することはできません。また、実務経験による資格登録のある方で、別の業種で追加登録する場合は、すでに登録してある業種に係る実務経験証明書も提出してください。

記載例

別記第九号（第三条関係）

(A4)

実務経験証明書

下記の者は、**とび・土工・コンクリート**工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

証明日付を記入してください。

令和3年 7月29日

証明者 千葉市中央区市場町1-1
 経審建設工業株式会社
 代表取締役 経審 太郎
 社員

被証明者との関係

技術者の氏名	木更津 道 雄	生年月日	昭和 37年 4月 24日	使用された期間	昭和 61年 4月 から 平成 19年 7月 まで
使用者の商号 又は名称	経審建設工業株式会社			実務経験年数	
職 名	実務経験の内容		実務経験年数		
工事主任	千葉南ロータリークラブ10周年記念碑コンクリート工事他		8年4月から 10年3月まで		
工事係長	船橋市立教育会館児童遊園外構工事他		10年4月から 11年3月まで		
〃	八千代市八千代台宅地造成盛土工事他		11年4月から 12年3月まで		
〃	習志野市大久保公園時計塔コンクリート工事他		12年4月から 13年3月まで		
〃	都市計画道路8、7、6号整備土工事他		13年4月から 14年3月まで		
〃	検見川浜ニュータウン造成盛土工事他		14年4月から 15年3月まで		
〃	検見川サイクリングロード案内板設置工事他		15年4月から 16年3月まで		
工事課長	佐倉市防護柵設置工事他		16年4月から 17年3月まで		
〃	東関東自動車道段差修正工事他		17年4月から 18年3月まで		
〃	佐倉警察署管内道路標識設置工事		18年4月から 19年3月まで		
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合 計	満 11年 月

記載事項

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「実務経験の内容」の欄には、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。

- (注) ① 工事 1 件ごとに記入するのが原則だが、知事許可の場合で通年にわたって建設工事が続く場合には、その年の代表的工事の件名を記入して 1 年分を 1 行にまとめる。1 番上の行に古いものを何年分かまとめても良い。
- ② 実務経験の内容は、業種がわかるように具体的に記入する。
- ③ 自社証明の場合は、証明者の押印不要だが、他社証明の場合は押印が必要。(写し可)

**経営規模等評価申請及び
総合評定値請求の方法
(国土交通大臣許可業者)**

IV 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の方法（国土交通大臣許可業者）

令和2年4月より、国土交通大臣許可業者の申請窓口が変更になりましたので、ご注意ください。

都道府県経由事務の廃止に伴い、令和2年4月1日から、各種申請書・変更届出書につきましては関東地方整備局建政部建設産業第一課に直接持参又は郵送にて提出してください。

・宛先
〒330-9739
埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館6階
関東地方整備局 建政部 建設産業第一課

詳細は、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/kensan/index00000007.html>)

参 考

V 参考

1 業種追加申請について

経審申請後に新たに建設業許可を取得した業種について、追加で経審の受審を希望する場合、同一の審査基準日について再度申請を行うことができます。(業種追加申請)

業種追加申請は当初申請の結果に影響はない範囲で認められます。
新たに追加された業種に係る完成工事高、技術職員のみが追加の審査対象となり、他の審査項目は当初申請と同じ内容で申請していただくこととなります。

申請に必要な書類

【提出書類】 ※正副2部作成

経営規模等評価申請等提出票※

経営規模等評価申請書・総合評定値申請書(20001帳票)※

工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高(20002帳票)※

その他の審査項目(社会性等)(20005帳票)※

技術職員名簿(20004帳票)※

収入証紙(申請業種全額)(※下記「手数料」参照)

経営状況分析結果通知書(写し可)

建設業許可通知書

建設業許可申請書(副本)

登記事項証明書(旧登記簿謄本)

前回の経審申請書一式(受付印のあるもの)

建設業許可に係る変更届出書(事業年度終了届)(副本)

追加業種についての工事経歴書

追加業種についての「契約内容が確認できる書類」

(工事経歴書記載の工事のうち、元請下請を問わず金額上位3件の工事)

(該当がある場合提出)

工事種類別完成工事高付表

建設機械の保有一覧表

委任状(代理申請の場合)

(法人番号が変更となった場合、下記の書類の提出が必要となります。)

法人番号指定通知書 若しくは 国税庁法人番号公表サイトの画面を印刷したもの

(技術職員を追加する場合、下記の書類の提出が必要となります。)

- a. 技術職員の資格を証する書類
- b. 健康保険及び厚生年金保険に係る被保険者標準報酬決定通知書
- c. 給与所得の源泉徴収簿 若しくは 給与台帳

※審査基準日以前6か月を超える期間在籍する技術職員であり、追加する業種に関して資格を持つ技術職員のみ追加が可能です。

手数料

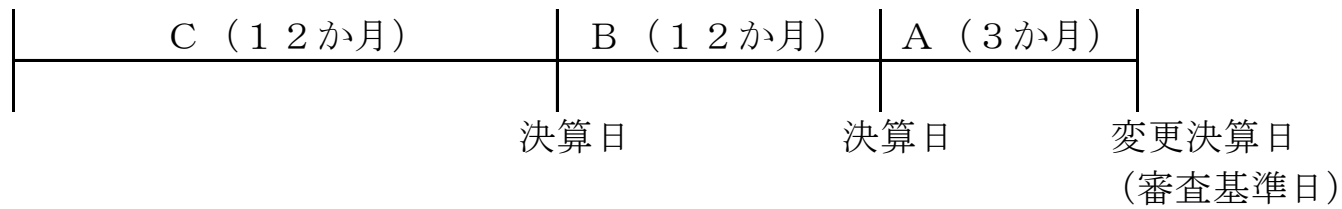
申請を行う業種について、再度全額分の手数料の支払いが必要となります。

例) 当初申請において「土木」「舗装」を申請、業種追加申請で「管」を申請する場合、全業種で3業種になるため、16,000円の証紙が必要になります。

(2) 決算期変更の場合

例 決算期間が12か月で、1月決算から4月決算に変更し、基準決算が12か月に満たない場合

A 基準決算	31年2月～31年4月 (3か月)	営業利益 …… 1,500千円 減価償却実施額 …… 300千円
B 基準決算の前期	30年2月～31年1月 (12か月)	営業利益 …… 6,000千円 減価償却実施額 …… 1,200千円
C 基準決算の前々期	29年2月～30年1月 (12か月)	営業利益 …… 4,800千円 減価償却実施額 …… 1,800千円



(算式)

審査対象事業年度の営業利益・減価償却実施額

$$= Aの営業利益・減価償却実施額 + \{ Bの営業利益・減価償却実施額 \times (12か月 - Aの月数) / 12か月 \}$$

審査対象事業年度の前審査対象事業年度の営業利益・減価償却実施額

$$= \{ Bの営業利益・減価償却実施額 \times (Aの月数) / 12か月 \} + \{ Cの営業利益・減価償却実施額 \times (12か月 - Aの月数) / 12か月 \}$$

利益額 (2期平均) (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

20002帳票に記載した各決算期間に対応する営業利益及び減価償却実施額、並びに計算過程を記載する。

審査対象事業年度		審査対象事業年度の前審査対象事業年度	
営業利益	<input type="text" value="6"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)	営業利益	<input type="text" value="5"/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)
減価償却実施額	<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> (千円)	減価償却実施額	<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> (千円)

技術職員数 (人)

登録経営状況分析機関番号

営業利益
 $1,500 \times 3/3 = 1,500$
 $6,000 \times 9/12 = 4,500$
減価償却実施
 $300 \times 3/3 = 300$
 $1,200 \times 9/12 = 900$

営業利益
 $6,000 \times 3/12 = 1,500$
 $4,800 \times 9/12 = 3,600$
減価償却実施
 $1,200 \times 3/12 = 300$
 $1,800 \times 9/12 = 1,350$

経営状況分析を受けた機関の名称

・工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（20002帳票）の記載例

(1) 決算期間が6か月の場合

例 3月及び9月に決算の場合（直前2年の平均完成工事高を選択）

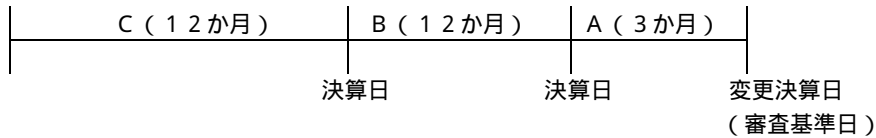
基準決算	30年10月～31年3月	完成工事高.....760,000千円 うち元請.....300,000千円
基準決算の前期	30年4月～30年9月	完成工事高.....800,000千円 うち元請.....400,000千円
基準決算の前々期	29年10月～30年3月	完成工事高.....730,000千円 うち元請.....350,000千円
基準決算の前々々期	29年4月～29年9月	完成工事高.....700,000千円 うち元請.....330,000千円

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 自 2 9 年 0 4 月 至 3 0 年 0 3 月 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>29 年 10 月 30 年 3 月 29 年 4 月 29 年 9 月</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>年 月 年 月</td> </tr> </table>	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	29 年 10 月 30 年 3 月 29 年 4 月 29 年 9 月	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月 年 月	審査対象事業年度 自 3 0 年 0 4 月 至 3 1 年 0 3 月 計算基準の区分 1 (1.2年平均 2.3年平均) { 30年10月～31年3月 30年4月～30年9月																				
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	29 年 10 月 30 年 3 月 29 年 4 月 29 年 9 月																									
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	年 月 年 月																									
業種 コー下 3 2 3 5 6 10 15 16 20 25 26 30 35 36 40 45 3 2 3 5 6 10 15 16 20 25 26 30 35 36 40 45	完成工事高(千円) 1 4 3 0 0 0 0 6 8 0 0 0 0 元請完成工事高(千円) 6 8 0 0 0 0 3 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 1 5 6 0 0 0 0 7 0 0 0 0 元請完成工事高(千円) 7 0 0 0 0 0 3 0 0 0 0 0																								
工事の種類 工事	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">完成工事高計算表</td> <td colspan="2">元請完成工事高計算表</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>$730,000 \times 6/6 = 730,000$</td> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>$350,000 \times 6/6 = 350,000$</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>$700,000 \times 6/6 = 700,000$</td> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>$330,000 \times 6/6 = 330,000$</td> </tr> </table>	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	$730,000 \times 6/6 = 730,000$	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	$350,000 \times 6/6 = 350,000$	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	$700,000 \times 6/6 = 700,000$	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	$330,000 \times 6/6 = 330,000$	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">完成工事高計算表</td> <td colspan="2">元請完成工事高計算表</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>$760,000 \times 6/6 = 760,000$</td> <td>審査対象事業年度の 前審査対象事業年度</td> <td>$300,000 \times 6/6 = 300,000$</td> </tr> <tr> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>$800,000 \times 6/6 = 800,000$</td> <td>審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度</td> <td>$400,000 \times 6/6 = 400,000$</td> </tr> </table>	完成工事高計算表		元請完成工事高計算表		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	$760,000 \times 6/6 = 760,000$	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	$300,000 \times 6/6 = 300,000$	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	$800,000 \times 6/6 = 800,000$	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	$400,000 \times 6/6 = 400,000$
完成工事高計算表		元請完成工事高計算表																								
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	$730,000 \times 6/6 = 730,000$	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	$350,000 \times 6/6 = 350,000$																							
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	$700,000 \times 6/6 = 700,000$	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	$330,000 \times 6/6 = 330,000$																							
完成工事高計算表		元請完成工事高計算表																								
審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	$760,000 \times 6/6 = 760,000$	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度	$300,000 \times 6/6 = 300,000$																							
審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	$800,000 \times 6/6 = 800,000$	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	$400,000 \times 6/6 = 400,000$																							

(2) 決算期変更の場合

例 決算期間が12か月で、1月決算から4月決算に変更し、基準決算が12か月に満たない場合
(直前2年の平均完成工事高を選択)

A 基準決算	31年2月～31年4月(3か月)	完成工事高.....	300,000千円
		うち元請.....	150,000千円
B 基準決算の前期	30年2月～31年1月(12か月)	完成工事高.....	1,500,000千円
		うち元請.....	900,000千円
C 基準決算の前々期	29年2月～30年1月(12か月)	完成工事高.....	1,200,000千円
		うち元請.....	600,000千円



(算式)

審査対象事業年度の完成工事高

$$= Aの完成工事高 + \{ Bの完成工事高 \times (12か月 - Aの月数) / 12か月 \}$$

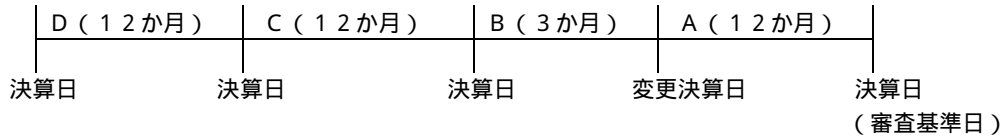
審査対象事業年度の前審査対象事業年度の完成工事高

$$= \{ Bの完成工事高 \times (Aの月数) / 12か月 \} + \{ Cの完成工事高 \times (12か月 - Aの月数) / 12か月 \}$$

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 自 29年05月 至 30年04月 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 30年2月31日 29年1月30日 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月	審査対象事業年度 自 30年05月 至 31年04月 1 (1.2年平均 / 2.3年平均)		
業種コード 3 2	完成工事高(千円) 1 2 7 5 0 0 0	元請完成工事高(千円) 6 7 5 0 0 0	完成工事高(千円) 1 4 2 5 0 0 0	元請完成工事高(千円) 8 2 5 0 0 0
工事の種類 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 1,500,000 × 3/12 = 375,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 1,200,000 × 9/12 = 900,000	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 900,000 × 3/12 = 225,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 600,000 × 9/12 = 450,000	各審査対象事業年度の完成工事高を算定する際に用いた決算期間を記載する。 31年2月～31年4月 30年2月～31年1月 $300,000 \times 3/3 = 300,000$ $1,500,000 \times 9/12 = 1,125,000$ $150,000 \times 3/3 = 150,000$ $900,000 \times 9/12 = 675,000$	
工事の種類 工事	完成工事高計算表	元請完成工事高	上記各決算期間の完成工事高、及び計算過程を記載する。	

例 決算期間が12か月で、1月決算から4月決算に変更し、基準決算の前期の決算が12か月に満たない場合
 (直前3年の平均完成工事高を選択)

- A 基準決算 30年5月～31年4月(12か月) 完成工事高.....1,800,000千円
 うち元請.....1,200,000千円
- B 基準決算の前期 30年2月～30年4月(3か月) 完成工事高.....300,000千円
 うち元請.....150,000千円
- C 基準決算の前々期 29年2月～30年1月(12か月) 完成工事高.....1,500,000千円
 うち元請.....900,000千円
- D 基準決算の前々々期 28年2月～29年1月(12か月) 完成工事高.....1,200,000千円
 うち元請.....600,000千円



(算式)

審査対象事業年度の完成工事高
 = Aの完成工事高

審査対象事業年度の前審査対象事業年度の完成工事高
 = Bの完成工事高 + { Cの完成工事高 × (12か月 - Bの月数) / 12か月 }

審査対象事業年度の前々審査対象事業年度の完成工事高
 = { Cの完成工事高 × (Bの月数) / 12か月 } + { Dの完成工事高 × (12か月 - Bの月数) / 12か月 }

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 自 28年05月 至 30年04月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 30年2月～30年4月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 29年2月～29年1月	審査対象事業年度 計算基準の区分 自 30年05月 至 31年04月 2 (1.2年平均 / 2.3年平均)		
業種コード 3 2	完成工事高(千円) 1 3 5 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 7 5 0 0 0 0	完成工事高(千円) 1 8 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 1 2 0 0 0 0 0
工事の種類 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 300,000 × 3/3 = 300,000 1,500,000 × 9/12 = 1,125,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 1,500,000 × 3/12 = 375,000 1,200,000 × 9/12 = 900,000	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 150,000 × 3/3 = 150,000 900,000 × 9/12 = 675,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 900,000 × 3/12 = 225,000 800,000 × 9/12 = 450,000		
業種コード 3 2	完成工事高(千円) (空欄)	元請完成工事高(千円) (空欄)	完成工事高(千円) (空欄)	元請完成工事高(千円) (空欄)
工事の種類 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度		

(参考) 工事種類別完成工事高付表の記載例 (決算期変更等の事情がある場合)

工事種類別完成工事高付表

経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の 完成工事高 (積み上げ後)	左に含める完成工事高
<p>(基準決算)</p> <p>令和 年 月 ~ 令和 年 月</p> <p>土木一式工事 15,000千円</p> <p>うち元請 11,000千円</p>	<p>土木一式工事 10,000千円</p> <p>うち元請 10,000千円</p> <p>とび・土工・コンクリート工事 5,000千円</p> <p>うち元請 1,000千円</p>
<p>(基準決算の前期)</p> <p>令和 年 月 ~ 令和 年 月</p> <p>土木一式工事 12,000千円</p> <p>うち元請 12,000千円</p>	<p>土木一式工事 12,000千円</p> <p>うち元請 12,000千円</p> <p>とび・土工・コンクリート工事 0千円</p> <p>うち元請 0千円</p>
<p>(基準決算の前々期)</p> <p>令和 年 月 ~ 令和 年 月</p> <p>土木一式工事 13,000千円</p> <p>うち元請 9,000千円</p>	<p>土木一式工事 9,000千円</p> <p>うち元請 9,000千円</p> <p>とび・土工・コンクリート工事 4,000千円</p> <p>うち元請 0千円</p>
<p>積み上げ後の完成工事高を、各審査対象事業年度の完成工事高を算定する際に用いた決算期間(20002帳票に記載した決算期間。)ごとに記入する。うち元請の額も記入する。各決算期間も記入する。</p>	<p>左に含める完成工事高を、決算期間ごとに記入する。うち元請の額も記入する。</p>
<p>積み上げ工種は全年統一すること。</p>	<p>記入をお忘れなく!</p>
<p>申請者 _____ (株)</p>	

V 参考

3 建設工事と建設業の種類

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		<p>①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。</p> <p>②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p>
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆喰、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	<p>①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。</p> <p>②「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。</p> <p>③『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。</p>

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立てを行う工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ②『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
		ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事	
		ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事	
		ニ コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事	「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
		ホ その他基礎的ないしは準備的工事	ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	①「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ②『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ③「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ④「道路付属物設置工事」には、道路標識やガドレルの設置工事が含まれる。 ⑤『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑥トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も「板金工事」ではなく『屋根工事』に該当する。 ②「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
管工事	管工業	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	<p>①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。</p> <p>②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p> <p>③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	<p>①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。</p> <p>②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。</p> <p>③『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</p>
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	<p>①『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」と『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。</p> <p>②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>③『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</p>
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等によりほ装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	<p>①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『ほ装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。</p> <p>②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『ほ装工事』に該当する。</p>
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	「下地調整工事」及び「ブラスト工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 ③「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
電気通信工事	電気通信事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	<p>①「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。</p> <p>②既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。)に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。</p> <p>③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	<p>①「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。</p> <p>②「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。</p> <p>③「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。</p> <p>④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。</p> <p>⑤「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。</p>
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	

建設工事の種類	許可業種の区分	建設工事の内容	建設工事の例示	区分の考え方
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	<p>①上下水道に関する施設の建設工事における『水道施設工事』、『管工事』及び『土木一式工事』間の区分の考え方は、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、これらの敷地外の例えば公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』である。なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	<p>①「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	<p>①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p> <p>②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。

4 完成工事高積み上げ申請について

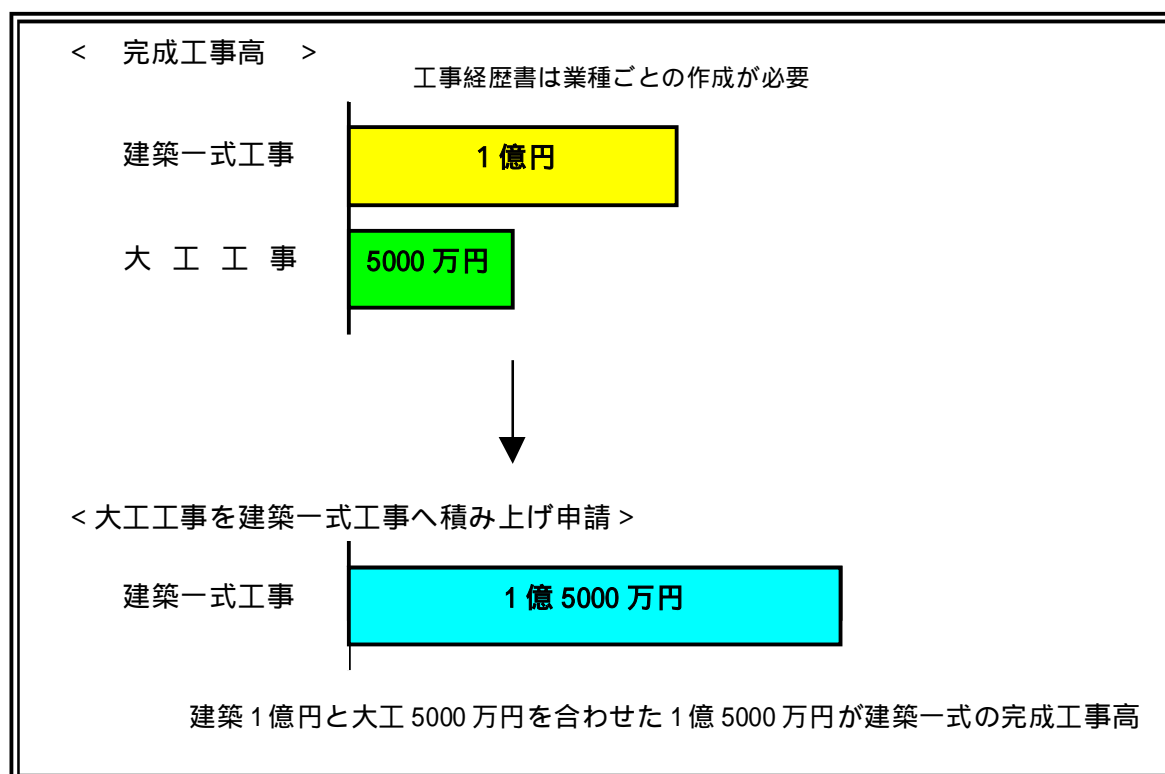
完成工事高積み上げ申請とは

一つの建設業の完成工事高を他の建設業の完成工事高に含める申請のことです。

土木一式工事業又は建築一式工事業（以下「一式工事業」という。）を申請する場合には、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業の年間完成工事高を、一式工事業とは別に申請する場合を除き、その内容に応じて、いずれかの一式工事業の年間完成工事高に含めることができます。

積み上げ先の一式工事	積み上げ元の専門工事
土木一式	とび、石、鋼構造物（土木に関する工事に限る）、舗装、水道施設
建築一式	大工、左官、屋根、タイル、鋼構造物（建築に関する工事に限る）、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装、建具、解体

（例）建築工事業と大工工事業の2種類の許可を受けている場合



一式工事業以外の専門工事業を申請する場合には、許可を受けた建設業のうち別の一式工事業以外の建設業の完成工事高を、別個に申請する場合を除き、その性質に応じて、当該一式工事業以外の建設業の完成工事高に含めることができます。

専門工事 (積み上げ先) (積み上げ元)		専門工事 (積み上げ元) (積み上げ先)
電気	()	電気通信
管	()	水道施設
管	()	消防施設
とび・土工	()	石
とび・土工	()	解体

(例)電気工事業と電気通信工事業の2種類の許可を受けている方は、経営事項審査を電気工事業のみで申請する場合、電気通信工事業の年間平均完成工事高を電気工事業の年間平均完成工事高に含めることができます。

必要書類

- ・「工事種類別完成工事高付表」(45頁記載例参照)
- ・積み上げ先の工種及び積み上げ元の工種に係る契約内容が確認できる書類(金額上位3件)

手数料

積み上げ先の業種分の手数料が必要。

(例)建築一式工事と大工工事の許可を保有しており、大工工事を建築一式工事に積み上げて申請した場合

積み上げ元の工種(ここでは大工工事)は申請業種としてカウントしないので、建築一式工事の1業種の申請ということになり、手数料は1業種分の11,000円となる。

積み上げ申請に関するよくある質問

- Q1: 積み上げ元の業種で県や市町村への入札参加申請はできますか。
 A1: 積み上げ元の業種では経営事項審査を受審していないので、申請はできません。
- Q2: 審査対象事業年度中に新たに許可を取得した業種を今回の申請において積み上げ申請をする場合、前審査対象事業年度のその業種の取扱いはどのようになりますか。
 A2: 新たに許可を取った業種を積み上げ申請する場合、「工事種類別完成工事高付表」のほか、「工事経歴書」及び「直前三年の各事業年度における工事施工金額」を作成した上、当該業種にかかる契約書等、金額の上位3件を持参してください。

「工事種類別完成工事高付表」には、業種追加した業種について完工高が無くとも、業種名及び完工高（0千円）の記載を忘れずにお願いします。

Q 3 : 積み上げを申請している場合において、前審査対象事業年度の完成工事高はありますが、審査対象事業年度の完成工事高は0円です。そのような場合でも完成工事高付表は必要ですか。

A 3 : 積み上げを申請している場合には、完成工事高が0円であっても付表の添付が必要です。

今回の事例では審査対象事業年度の完成工事高が0円であっても完成工事高付表は必要です。

Q 4 : 今回の審査基準日において、積み上げ申請を行い、経営事項審査の受付をされましたが、その後、積み上げ元の業種での総合評定値が必要となりました。再度申請を行い積み上げを崩すことは可能ですか。

A 4 : 受付が終了している今回の審査基準日においては、積み上げを崩すことはできません。次回の審査基準日の申請の際に積み上げを崩して申請することはできます。

5 建設工事の区分に関するよくある質問

Q 1 : 下請で請け負った工事について、土木一式工事や建築一式工事に計上することはできますか。

A 1 : 公共工事については一切できません。

民間工事については、発注者の書面による承諾を受け、元請から一括して工事を請け負った場合には可能です。

それ以外の場合は一式工事以外の専門工事（とび・土工工事や内装工事など）に計上するか、「その他の建設工事」に計上することになります。

【考え方】

土木一式工事、建築一式工事の要素である「総合的な企画、指導、調整」は原則として元請で施工する業者が行うものであり、これを下請業者が行う場合は、元請から一括して工事を請け負ったときに限られます。

建設業法上、こうした一括しての下請負は、発注者から書面による承諾を得た場合以外は禁じられています。また公共工事に関する一括下請負、および民間工事であっても共同住宅の新築に関する工事（平成 20 年 11 月 28 日以降に請け負うもの）に関する一括下請負については全面的に禁じられています。

なお、土木一式工事、建築一式工事の許可を有していても、専門工事について請負金額が 500 万円以上となる工事を施工する場合には、その専門工事業の許可が必要となりますのでご注意ください。

Q 2 : リフォーム工事を元請で施工しましたが建築一式工事に計上することはできますか。

A 2 : ほとんどのリフォーム工事は専門工事（内装仕上工事など）に区分されます。

大規模なリフォーム工事では、建築一式工事に区分される場合もあります。

【考え方】

建設業の業種の区分において「リフォーム工事」というものはありませんので、その工事の内容に応じて、29の業種の区分のいずれかに計上することになります。

一例として、工事の内容が内装の改装であれば内装仕上工事になります。

なお、リフォーム工事が建築一式工事にあたるケースは、増改築工事など、総合的な指導・監督・調整が求められる規模・内容の工事に限られます。

建築一式工事に当たる工事の例

住宅新築工事、建築確認を要する規模の増改築工事

Q 3 : 宅地造成工事を元請で施工しましたが、土木一式工事に計上することはできますか。

A 3 : 工事内容によって土木一式工事に計上する場合と、とび・土工事に計上する場合に分かれます。たとえ、工事発注が土木一式工事、建築一式工事で行われていても工事内容が専門工事に該当する場合は、土木一式工事、建築一式工事の完成工事高に計上できません。

【考え方】

土木一式工事は、複数の専門工事を組み合わせて土木工作物を作る工事や、工事の規模や複雑さなどにより、専門工事では施工できないような土木工作物を作る工事を指します。

したがって、単に盛土や切土、掘削や締め固めなどの工事を行ったのみの場合はとび・土工事に計上します。

しかし、これらに加え、舗装や擁壁、道路や上下水道などの整備を含めて請け負い、総合的にこれらの工事を施工した場合は土木一式工事に計上することになります。

土木一式工事に当たる工事の例

道路工事、河川工事、砂防工事、海岸工事、港湾工事、橋梁工事、トンネル工事、

Q 4 : 樹木の剪定や伐採を行いました。造園工事に計上することはできますか。

A 4 : 計上することはできません。

【考え方】

建設業法でいう「建設業」とは、「建設工事」の完成を請け負う営業を指します。

建設業法上の「建設工事」は土木一式工事や建築一式工事など29の業種に分かれています。すべての業種の定義において、建築物や土木工作物を作る、あるいは加工・取り付けなどの作業を通じてそれらに機能を付加するなどの要素を含んだものが工事とされています。

樹木の剪定や伐採はこうした要素を含まず、建設工事にはあたらないので、工事経歴として計上することもできません。

工事にあたらないものの例

- ・ 樹木の剪定や伐採、草刈り
- ・ 道路などの清掃作業
- ・ 設備・機器の点検業務
- ・ 建設機械や土砂などの運搬業務
- ・ ボーリング調査などの調査業務、測量業務
- ・ 船舶や航空機など土地に定着しない工作物の建造

6 建設業関連法令等（抜粋）

法：建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）
政令：建設業法施行令（昭和31年8月29日政令第273号）
省令：建設業法施行規則（昭和24年7月28日建設省令第14号）

（1） 経営事項審査

① 法第27条の23第1項（経営事項審査）

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、**その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。**

② 政令第27条の13（公共性のある施設又は工作物に関する建設工事）

法第27条の23第1項の政令で定める建設工事は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人が発注者であり、かつ、工事一件の請負代金の額が500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、1,500万円）以上のものであつて、次に掲げる建設工事以外のものとする。

一 堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによつて必要を生じた応急の建設工事

二 前号に掲げるもののほか、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事

③ 省令第18条の2（経営事項審査の受審）

法第27条の23第1項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と**請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない。**

（2） 建設業許可に係る変更届出書（事業年度終了届）

① 法第11条（変更等の届出）

許可に係る建設業者は、第5条第1号から第5号までに掲げる事項について変更があつたときは、国土交通省令の定めるところにより、30日以内に、その旨の変更届出書を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

2 許可に係る建設業者は、毎事業年度終了の時における第6条第1項第1号及び第2号に掲げる書類その他国土交通省令で定める書類を、**毎事業年度経過後4月以内**に、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

（以下省略）

② 法第6条（許可申請書の添付書類）

前条の許可申請書には、国土交通省令の定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 工事経歴書

二 直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面

（以下省略）

③ 政令第1条の2第1項（軽微な建設工事）

法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては500万円に満たない工事とする。

(3) 主任技術者及び監理技術者の専任

① 法第26条第3項（主任技術者及び監理技術者の設置等）

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、次に掲げる主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。

一 当該建設工事が次のイからハまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合における主任技術者又は監理技術者

イ 当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。

ロ 当該建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法その他の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。

ハ 主任技術者又は監理技術者が当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。

二 当該建設工事の工事現場に、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合における監理技術者

② 政令第27条第1項（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事）

法第26条第3項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が4,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、9,000万円）以上のものとする。

一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事

二 第15条第1号及び第3号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

三 次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

イ 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設

ロ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者（同法第9条に規定する電気通信回線設備を設置するものに限る。）が同条第4号に規定する電気通信事業の用に供する施設

ハ 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号の2に規定する放送事業者が同条第1号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）

ニ 学校

ホ 図書館、美術館、博物館又は展示場

へ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設

ト 病院又は診療所

チ 火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設

リ 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設

ヌ 集会場又は公会堂

ル 市場又は百貨店

- ヲ 事務所
- ワ ホテル又は旅館
- カ 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- ヨ 公衆浴場
- タ 興行場又はダンスホール
- レ 神社、寺院又は教会
- ソ 工場、ドック又は倉庫
- ツ 展望塔

③ 政令第15条（公共性のある施設又は工作物）

法第25条の1第2号の公共性のある施設又は工作物で政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道
(第二号省略)
- 三 電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）
(第四号省略)

④ 政令第28条（監理技術者の行うべき職務を補佐する者）

法第26条第3項ただし書きの政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、法第26条の4第1項に規定する技術上の管理及び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工種の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者
- 二 国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

（４） 工事請負契約書の作成

① 法第18条（建設工事の請負契約の原則）

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。

② 法第19条（建設工事の請負契約の内容）

建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 工事内容
- 二 請負代金の額
- 三 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 四 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- 五 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- 六 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 七 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

- 八 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
 - 九 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
 - 十 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し
の時期
 - 十一 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
 - 十二 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険
契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
 - 十三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の
損害金
 - 十四 契約に関する紛争の解決方法
- 2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
 - 3 建設工事の請負契約の当事者は、前2項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。
- ⑤ 注文書及び請書による契約の締結について（次頁参照）

（5） 一括下請負の禁止

① 法第22条（一括下請負の禁止）

建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもつてするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負つてはならない。

3 前二項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しない。

4 発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

② 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第12条（一括下請負の禁止）

公共工事については、建設業法第22条第3項の規定は、適用しない。

注文書及び請書による契約の締結について

平成 12 年6 月29 日付け建設省経建発第132 号
建設省建設経済局建設業課長通知（千葉県土木部長宛て）

建設業法(以下「法」という。)第19 条においては、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際し、同条第1 項各号に掲げられた事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされています。

しかしながら、建設業者間の実際の取引現場においては、注文書及び請書の形態により請書契約が締結されている場合が多いことを踏まえ、この度、注文書及び請書の形態による請負契約にかかる法第19 条との関係について下記のとおり整理しましたので、貴職におかれましては、十分ご留意の上事務処理に当たられますようお願いいたします。

また、貴管下の建設業者に対しこの旨の周知徹底が図られるよう、併せてお願いいたします。

記

1 注文書・請書による請負契約を締結する場合において、次の(1)又は(2)の区分に従い、それぞれ各号のすべての要件を満たすときは、法第19 条第1 項の規定に違反しないものであること。

(1) 当事者間で基本契約書を締結した上で、具体的な取引については注文書及び請書の交換による場合

基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第19 条第1 項各号に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。

注文書及び請書には、法第19 条第1 項第1 号から第3 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。

注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。

注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

(2) 注文書及び請書の交換のみによる場合

注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷すること。

基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、法第19 条第1 項各号に掲げる事項を記載すること。

注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。

注文書及び請書の個別的記載欄には、法第19 条第1 項第1 号から第3 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。

注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことが明記されていること。

注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

2 注文書・請書による請負契約を変更する場合において、当該変更内容が注文書及び請書の個別的記載事項に係るもののみであるときは、次によることができる。

注文書及び請書の双方に変更内容が明記されていること。

注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

ただし、当該変更内容に注文書及び請書の個別的記載事項以外のものが含まれる場合には、当該事項の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付すること。

7 工事経歴書に関する注意事項について

記載要領 経営事項審査申請を行う場合は、消費税課税事業者は消費税抜で、消費税免税事業者は消費税込で作成すること。

- この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

元請工事（発注者から直接請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

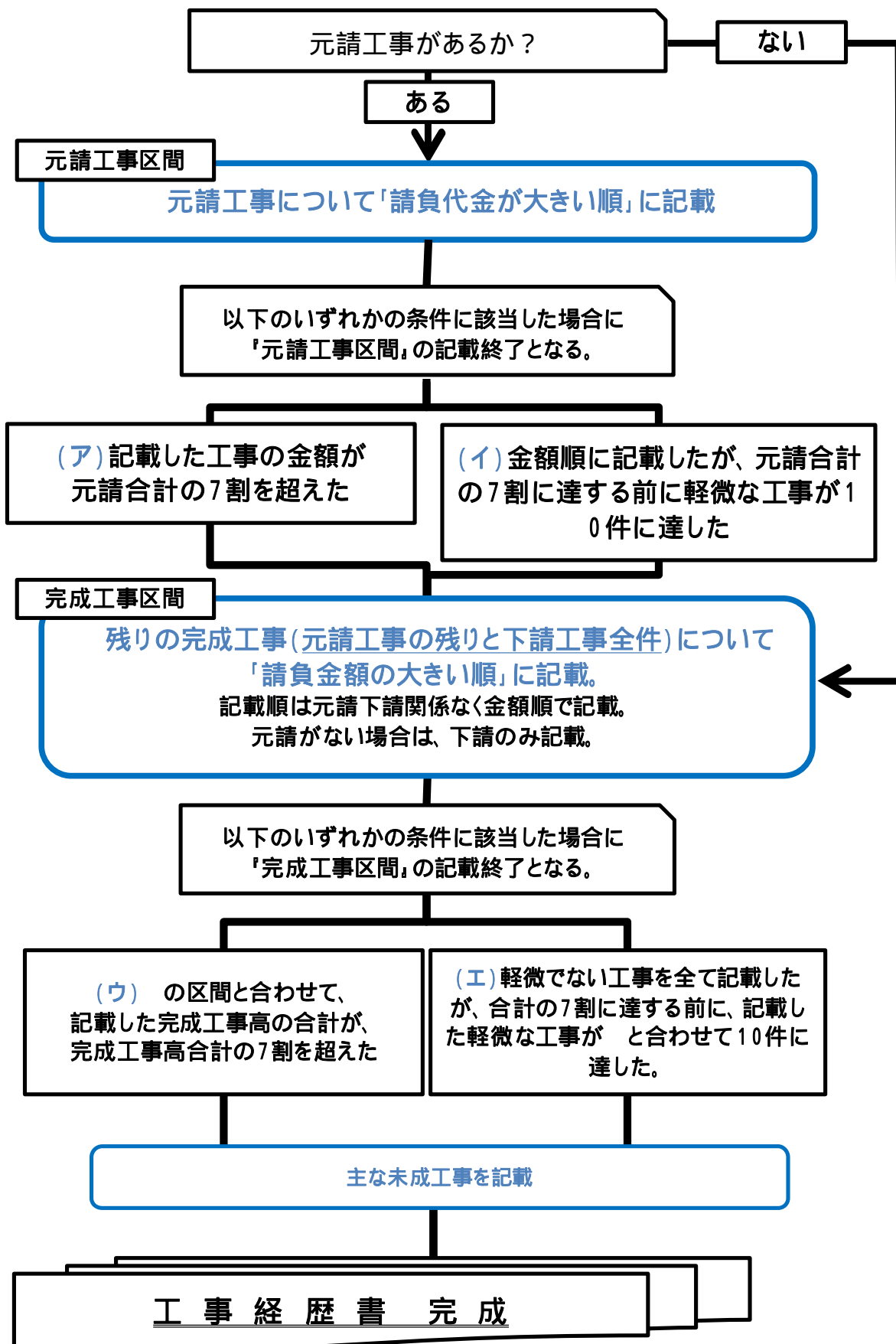
- 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。
- 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書きで付記すること。
- 「請負代金の額」のうち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の(一)欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の(二)欄に掲げる工事があるときに、同表の(三)欄に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の(二)欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

	(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC	
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理	
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部	

- 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

(千葉県知事許可業者の方のみ)「配置技術者氏名」の欄に記載のある者で「技術職員名簿(20005帳票)」に配置技術者になり得る資格の記載の無い者については、経営規模等評価の対面審査の際に、資格を証する書類及び常勤性を確認できる書類(給与の源泉徴収簿等)の提出が必要になります。

工事経歴書(第2号様式)の記載フロー



軽微な工事
建築一式工事にあつては、税込1,500万円未満の工事
その他の工事にあつては、税込500万円未満の工事

注意)このフローは、元請工事が1000億円以上の場合、使用できません。

工事経歴書(様式第二号)の記載方法

例1)

＜とび・土工・コンクリート工事＞(単位:千円)

年間完成工事		下請工事	
元請工事	90,000	下請①	52,000
元請①	42,000	下請②	45,000
元請②	24,000	下請③	27,500
元請③	10,000	下請④	22,000
元請④	9,000	下請⑤	16,500
元請⑤	6,000	下請⑥	14,000
元請⑥	3,500	下請⑦	11,000
元請⑦		下請⑧	10,000
		下請⑨	8,500
		下請⑩	7,000
		下請⑪	4,500
		下請⑫	3,800
		下請⑬	2,800
		下請⑭	2,000
小計	184,500	小計	226,600
		合計	411,100

元請の7割
129,150

全体の7割
287,770

※太字は、軽微な工事(税込500万未満)

工事経歴書

注文者	工事名	請負代金
〇〇〇	元請①	90,000
〇〇〇	元請②	42,000
〇〇〇	下請①	52,000
〇〇〇	下請②	45,000
〇〇〇	下請③	27,500
〇〇〇	元請③	24,000
〇〇〇	下請④	22,000
	計	302,500

記載フロー図の(ア)

元請工事の7割(この場合129,150千円)に達するまで記載する。

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の7割(この場合287,770千円)に達するまで記載する。

記載フロー図の(ウ)

経営事項審査では、元請・下請に関係なく、金額上位3件の工事について契約内容を確認します(この場合は①～③の工事)

例2)

<とび・土工・コンクリート工事> (単位:千円)

年間完成工事	
元請工事	下請工事
元請①	下請①
元請②	下請②
元請③	下請③
元請④	下請④
元請⑤	下請⑤
元請⑥	下請⑥
元請⑦	下請⑦
元請⑧	下請⑧
元請⑨	下請⑨
元請⑩	
元請⑪	
元請⑫	
元請⑬	
元請⑭	
元請⑮	
小計	小計
22,840	37,000
合計	合計
	59,840

元請の7割	15,988
全体の7割	41,888

※太字は、軽微な工事 (税込500万未満)

工事経歴書

注文者	工事名	請負代金
〇〇〇	元請①	1,600
〇〇〇	元請②	1,590
〇〇〇	元請③	1,580
〇〇〇	元請④	1,570
〇〇〇	元請⑤	1,550
〇〇〇	元請⑥	1,540
〇〇〇	元請⑦	1,530
〇〇〇	元請⑧	1,520
〇〇〇	元請⑨	1,510
〇〇〇	元請⑩	1,500
〇〇〇	下請①	10,000
〇〇〇	下請②	6,000
	計	31,490

経営事項審査では、元請・下請に関係なく、金額上位3件の工事について契約内容を確認します(この場合は①～③の工事)

記載フロー図の(イ)
元請工事の7割(この場合15,988千円)に達するまで記載する。ただし、この場合、元請工事は全て**軽微な工事**であるため、**10件まで記載すればよい**。
元請工事の①～⑩の合計は、15,490千円となり元請工事の7割を超えていないが、**軽微な工事を10件記載しているため、ここで記載終了となる**。

記載フロー図の(エ)
元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の7割(この場合41,888千円)に達するまで記載する。ただし、この場合、**上段で軽微な工事を10件記載している**ので、**下段で軽微な工事を記載する必要はない**。

工事経歴書の計は、31,490千円となり**全体の7割を超えていないが、軽微な工事が元請で10件となったため、工事経歴書の記載は終了となる**。

…工事経歴書に記載する軽微な工事

例3)

<とび・土工・コンクリート工事> (単位:千円)

年間完成工事		下請工事	
元請工事		下請①	下請②
元請①	15,000	5,100	
元請②	10,000	3,600	
元請③	9,500	3,500	
元請④	9,000	3,400	
元請⑤	4,750	3,300	
元請⑥	4,000	3,150	
元請⑦	3,800	3,100	
元請⑧	3,350	3,000	
元請⑨	3,200	2,900	
元請⑩	3,100	2,800	
元請⑪	3,000	2,700	
元請⑫	2,900	2,600	
元請⑬	2,800	2,500	
元請⑭	2,700	2,400	
		2,300	
		2,200	
		2,000	
		1,800	
小計	77,100	52,350	
		合計	129,450

元請の7割	53,970
全体の7割	90,615

※太字は、軽微な工事 (税込500万未満)

工事経歴書

注文者	工事名	請負代金
〇〇	元請①	15,000
〇〇	元請②	10,000
〇〇	元請③	9,500
〇〇	元請④	9,000
〇〇	元請⑤	4,750
〇〇	元請⑥	4,000
〇〇	元請⑦	3,800
〇〇	下請①	5,100
〇〇	下請②	3,600
〇〇	下請③	3,500
〇〇	下請④	3,400
〇〇	元請⑧	3,350
〇〇	下請⑤	3,300
〇〇	元請⑨	3,200
〇〇	下請⑥	3,150
	計	84,650

経営事項審査では、元請・下請に関係なく、金額上位3件の工事について契約内容を確認します(この場合は①~③の工事)

記載フロー図の(ア)

元請工事の7割(この場合53,970千円)に達するまで記載する。

記載フロー図の(エ)

元請工事の残りの部分と下請工事について、元請・下請の関係なく金額の大きい順に全体の7割(この場合90,615千円)に達するまで記載する。
ただし、この場合、上段で軽微な工事を3件記載しているため、下段では軽微な工事は7件(=10件-3件)まで記載すればよい。

工事経歴書の計は、84,650千円となり全体の7割を超えていないが、軽微な工事が元請・下請を合わせて10件となったため、工事経歴書の記載は終了となる。

…工事経歴書に記載する軽微な工事

8 建設業法における技術者制度について

★主任技術者と監理技術者★

建設業の許可業者は、施工する工事現場に主任技術者または監理技術者を配置し、施工状況の管理・監督をしなければなりません。（建設業法第26条）

主任技術者

工事現場の施工上の管理を担当する技術者で、工事の施工の際には、請負金額の大小、元請・下請にかかわらず、必ず主任技術者を配置しなければなりません。

監理技術者

発注者から直接工事を請け負い、下請業者に施工させる金額の合計が5000万円（建築一式工事の場合は8000万円）以上の場合（※）には主任技術者の代わりに監理技術者を置かなければなりません。
※金額は、いずれも消費税込です。

★主任技術者・監理技術者の現場専任制度★

公共性のある重要な工事で、工事1件の請負金額が4,500万円（建築一式工事では9,000万円）以上（※）の工事を施工する場合、元請・下請にかかわらず、主任技術者・監理技術者はその工事現場に専任でなければなりません。（建設業法第26条第3項）

なお、現場専任を要する監理技術者については、資格要件のほか、公共工事、民間工事を問わず監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者資格者講習を受講していることが必要です。

※金額は、いずれも消費税込です。

◇公共性のある重要な工事◇

- ①国・地方公共団体が発注する工事
- ②鉄道、道路、ダム、上下水道、電気事業用施設等の公共工作物の工事
- ③学校、デパート、事務所等のように多数の人が利用する施設の工事

<個人住宅を除くほとんどの工事が当てはまります>

※建設業許可における営業所の専任技術者は、原則として主任技術者・監理技術者にはなれません。

例外：現場への専任性が求められない工事で、次の①～③をすべて満たす場合

- ①専任技術者の所属する営業所で契約を締結した工事であること
- ②専任技術者の職務を適正に遂行できる程度に近接した工事現場であること
- ③所属する営業所と常時連絡が取れる状態であること

★主任技術者及び監理技術者の要件★

◇雇用関係◇

工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。

※在籍出向者や派遣、短期雇用の方は主任技術者・監理技術者になれません。

◇必要な資格等◇

担当する建設工事の業種について、以下の資格要件を満たしている必要があります。

		資 格 要 件
主任 技 術 者		次のいずれかに該当する者 (1) 高校等（※2）の指定学科（※3）卒業後（若しくは指定学科に対応する技術検定種目の2級第1次検定合格後※4）5年以上、又は大学等（※5）の指定学科卒業後（若しくは指定学科に対応する技術検定種目の1級第1次検定合格後※4）3年以上の実務経験を有する者 (2) 10年以上の実務経験を有する者 (3) 国家資格者（1級、2級の施工管理技士など）、国土交通大臣特別認定者
監 理 技 術 者	（※1） 指定建設業	次のいずれかに該当する者 (1) 国家資格者（1級の施工管理技士など） (2) 国土交通大臣特別認定者
	以外 指定建設業	次のいずれかに該当する者 (1) 国家資格者（1級の施工管理技士など） (2) 主任技術者の（1）～（3）のいずれかに該当し、かつ、元請として4500万円以上（※6）について2年以上指導監督的な実務経験を有する者 (3) 国土交通大臣特別認定者
補 佐 監 理 技 術 者		次のいずれかに該当する者 (1) 主任技術者の資格要件を満たす者のうち、国家資格者（技士補など） (2) 国土交通大臣特別認定者

※1 指定建設業：土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園 の 7 業種

※2 高等学校のほか、旧実業高校、1年制の専修学校を含む

※3 指定学科の詳細は P49 参照

※4 技術検定の第一次検定合格＋実務経験により主任技術者になれる業種は、指定建設業と電気通信工事業を除く業種とする。

※5 大学のほか、高等専門学校（高専）、旧制専門学校、2年制以上の専修学校を含む

※6 昭和59年10月1日以前の経験は1,500万円以上、平成6年12月28日以前の経験は300万円以上

9 特殊経審について

I 吸収合併

(1)吸収合併時経審の審査基準日は次によるものとなる。

吸収合併については、合併期日

(2)吸収合併経審の受審の必要性

吸収合併の場合に、存続会社の事業年度終了の日で合併直前のものを審査基準日とする経営事項審査(以下「合併直前経審」という。)を受けることを当該存続会社に義務付けるものではない。

したがって、この場合、存続会社が合併直前経審を受けているときは、合併時経審を受けない場合でも法第27条の23第1項違反にはならず、合併後その次の事業年度終了の日以降の経営事項審査において合併後の状態を評価されるまでの間は、合併直前経審が有効となる。

(3)完成工事高について

①完成工事高については、I(1)による審査基準日の翌日の直前2年又は直前3年の存続会社及び消滅会社の完成工事高の合計額となる。なお、審査基準日と決算日が異なる場合は、決算期変更と同様の計算方法で完成工事高を算出し、計算過程は別途提出すること(様式は問いません。)

ただし、額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるときは、次のいずれかの額をもって申請して差し支えないものとし、この場合に、改めて合併時経審を申請することはできないものとする。

イ 存続会社が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の開始の日の直前2年又は直前3年の各事業年度における存続会社の完成工事高及び同一期間における消滅会社の完成工事高の合計額

ロ 存続会社が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日の直前2年又は直前3年の各事業年度における存続会社の完成工事高及び同一期間における消滅会社の完成工事高の合計額(審査基準日が経営事項審査を申請しようとする事業年度の直前の事業年度終了の日から3月以内である場合に限る。)

(4)技術職員名簿について

技術職員名簿はI(1)による審査基準日に基づき申請することとする。ただし、常勤性の確認は、消滅会社における雇用関係も含める。

(5)自己資本額、利益前税引前償却前利益の額、経営状況及研究開発費の額

(当期の数値)

I (1)による審査基準日における財務諸表による。

(前期の数値)

存続会社の直前の事業年度終了の日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものによる。

ただし、額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるときは、次に掲げる方法によるものを当期の数値及び前期の数値として差し支えないものとし、この場合に、改めて合併時経審を申請することはできないものとする。

(当期の数値)

存続会社の直前の事業年度終了の日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものとする。ただし、I (1)による審査基準日が経営事項審査を申請しようとする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日から3月以内である場合にあっては、存続会社の基準決算(直前の事業年度終了の日における決算をいう。以下同じ。)の前期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目を合算したものとする。

(前期の数値)

存続会社の基準決算の前期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものによる。ただし、I (1)による審査基準日から3月以内である場合にあっては、存続会社の基準決算の前々期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等を合算したものによる。

また、これらの取扱いに当たっては、次の事項に留意すること。

イ 信頼性を担保するため、審査基準日における財務諸表、存続会社の直前の事業年度終了の日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等の合算又は存続会社の基準決算の前期の決算日における存続会社及び消滅会社の財務諸表の科目等の合算は、原則として公認会計士又は税理士による内容が適正である旨の証明があるものに限ること。

ロ 財務諸表の科目等を合算する際には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)に定める方法に準じて、各会社に係る投資勘定とこれに対応する資本勘定がある場合には相殺消去を行い、その他必要とされる項目についても同様に相殺消去を行うこと。

また、存続会社と消滅会社とで決算期が異なる場合においては、存続会社の直前の事業年度の終了の日における消滅会社の財務諸表の科目等については消滅会社の直前の事業年度終了の日における財務諸表の科目等(その日が存続会社の直前の事業年度終了の日の3月以上前の日であるときは、存続会社の直前の事業年度終了の日現在で作成した消滅会社の財務諸表の科目等)の数値を、存続会社の基準決算の前期の決算日における消滅会社の財務諸表の科目等については消滅会社の基準決算の前期の決算日における財務諸表の科目等(その日が存続会社の基準決算の前期の決算日の3月以上前の日であるときは、存続会社の基準決算の前期の決算日現在で作成した消滅会社の財務諸表の科目等)の数値をそれぞれ用いること。

(6)営業年数

営業年数については、存続会社における建設業の営業年数とする。

(7)法令順守の状況

法令順守の状況について、審査基準日の翌日の直前 1 年における存続会社の法令順守の状況による。

(8)監査の受審状況

監査の受審状況については、存続会社の直前の事業年度の終了の日の状況による。

(9)上記以外の項目

上記以外の項目については、I (1)による審査基準日における状況に基づく。

II 新設合併

(1)合併時経審の審査基準日は次によるものとなります。

新設合併については、新設会社の設立の日である合併登記の日

(2)完成工事高について

新設合併を営業の譲渡とみなして、経審課長通知記 I 1 (1)りの建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合の取扱いに準拠して算定する。なお、額の確定までに相当の時間を要する場合においてやむを得ないと認められるときの取扱いについては、吸収合併の場合と同様とし、この場合消滅会社の任意の一社を存続会社とみなすものとする。

(参考：経審課長通知記 I 1(1)リ)

譲り受ける場合(直前2年)

譲り受ける場合には既に許可を有する建設業者が他の建設業者からその建設業を譲り受ける場合と譲り受けることにより建設業を開始する場合がある。

前者については、合併の場合と同様の算式により算定するものとする。

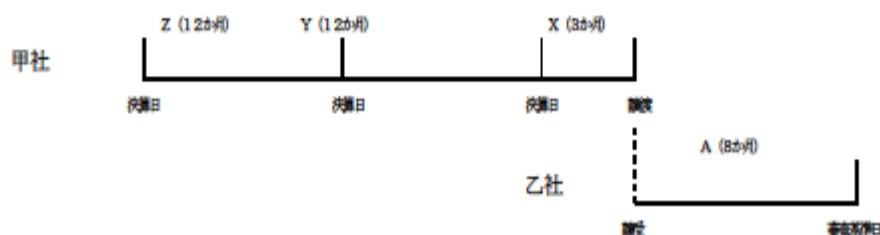
後者については、建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合についての算式は次のとおりである。

(Aの完成工事高) + (Xの完成工事高) + (Yの完成工事高) + (Zの完成工事高) ×

24か月-A、X及びYに含まれる月数
Zに含まれる月数(12月)

=直前2年の完成工事高

(乙社の年間平均完成工事高の算定基礎)



譲り受ける場合(直前3年)

直前2年の場合と同様、前者については、合併の場合と同様の算式により算定するものとする。

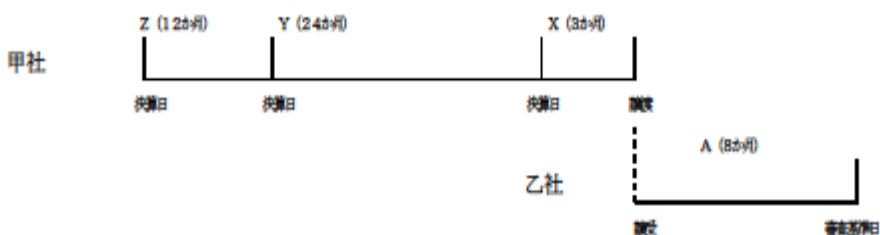
後者については、建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合についての算式は次のとおりである。

(Aの完成工事高) + (Xの完成工事高) + (Yの完成工事高) + (Zの完成工事高) ×

36か月-A、X及びYに含まれる月数
Zに含まれる月数(12月)

=直前3年の完成工事高

(乙社の年間平均完成工事高の算定基礎)



(3)自己資本額、利払前税引前償却前利益の額、経営状況及び研究開発費の額

(当期の数値)

自己資本額については設立時の開始貸借対照表の自己資本額をもって、利払前税引前償却前利益、経営状況及び研究開発費の額については消滅会社の最終の事業年度に係る決算に基づき各社の数値を合算したものとします。

(前期の数値)

消滅会社の任意の1社(②において(前期の人数)を算出する際に存続会社とみなした消滅会社がある場合には、同一の消滅会社とする。)を存続会社とみなした上で、当該存続会社の最終の事業年度に係る決算の前期の決算日における各社の財務諸表の科目等を合算したものとします。

ただし、額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるときの取扱いその他の留意事項については、吸収合併の場合と同様とし、(1)③ロを準用するに当たっては、消滅会社の任意の1社を存続会社とみなすものとします。

(4)営業年数について

消滅会社の営業年数の算出平均により得た値によるものとします。ただし、消滅会社が平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続き開始の決定又は更生手続き開始の決定を受け、かつ、Ⅱ(1)による審査基準日以前に再生手続き終了の決定又は更生手続き終了の決定を受けていない場合には、当該消滅会社の営業年数は0年として取り扱う。

(5)法令順守の状況

法令遵守の状況については、消滅会社が法第28条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられていた場合でも新設会社においては減点して審査しないものとする。

(6)監査の受審状況

監査の受審状況については、直前の事業年度終了の日における消滅会社の状況を審査し、全ての消滅会社が監査を受審している場合に加点する。

申請に必要な書類

【提出書類】

- 必須提出：**
- ・ 経営規模等評価申請書・総合評定値申請書（20001 帳票）（審査基準日等、合併時経審用に作成したもの）
 - ・ その他の審査項目（社会性等）（20005 帳票）
 - ・ 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（20002 帳票）（合併時経審用に作成したもの）
 - ・ 技術職員名簿（20004 帳票）（合併時経審用に作成したもの）
 - ・ 経営状況分析結果通知書（審査基準日等、合併時経審用に作成したもの）
 - ・ 合併契約書
 - ・ 建設業許可通知書（関係会社全社分）
 - ・ 前回の経審申請書一式（受付印のあるもの、関係会社全社分）
 - ・ 修正財務諸表（2期分）及び修正財務諸表が適正である公認会計士又は税理士の証明（写し）（「直前3年の各事業年度における工事施工全額」を含みます。）
 - ・ 建設業許可に係る変更届出書（事業年度終了届、関係会社全社分）
 - ・ 工事経歴書（完成工事高の計算と同様の期間で別途作成したもの。）
 - ・ 工事経歴書についての「契約内容が確認できる書類」
（工事経歴書記載の工事のうち、元請下請を問わず金額上位3件の工事）
 - ・ 納税証明書（完工高の計算に係る期分）（全社分）（事業年度が終了していなく、納税証明書が出ない場合は、経審申請時点で支払いの終わった領収書）
 - ・ その他は通常申請と同様
- 選択提出：**
- ・ 工事種類別完成工事高付表（積み上げ用）（合併時経審用に作成したもの）
 - ・ その他は通常申請と同様

経営規模等評価申請及び総合評定値請求に関する説明書 (令和8年4月)

令和8年4月発行

千葉県 県土整備部建設・不動産課 入札契約室

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

電話 043-223-3113

FAX 043-223-1650

Eメール kenhu6@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/>
